

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

構成施策事業			進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課
大柱一中柱 一項目	施策名	内容	実績	項目	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判定				
1 地域の自殺の実態を分析する													
(1) 地域に即した調査・分析の推進													
① 自殺対策に関する統計的研究及び情報提供													
	001 人口動態統計や自殺統計による自殺者の実態分析	県は、「人口動態統計」「自殺統計」を、保健福祉事務所及びセンター、市町村のそれぞれの地域エリアごとに分析して、重層的な実態分析に取り組みます。	「人口動態統計」、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行った。自殺統計(警察統計)はリニューアルし、詳細な分析を行い、自殺対策事業に活かすことができた。センターのホームページにアップしている警察統計も迅速にアップするよう努めた。							「人口動態統計」、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行った。自殺統計(警察統計)はリニューアルし、詳細な分析を行い、自殺対策事業に活かすことができた。センターのホームページにアップしている警察統計も迅速にアップした。	分析を一部委託しているが、統計にかかわる人手、スキルが不足している。	引き続き、人口動態統計、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行い、自殺対策事業に活かしていく。	精神保健福祉センター
	002 市町村別自殺統計分析のまとめと情報提供	市町村が自殺対策を実施するうえで、必要な市町村別の基礎的なデータや自殺統計の分析をまとめ、必要な情報を適切に提供します。	「人口動態統計」、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行った。自殺統計(警察統計)はリニューアルし、詳細な分析を行い、自殺対策事業に活かすことができた。センターのホームページにアップしている警察統計も迅速にアップするよう努めた。							「人口動態統計」、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行った。自殺統計(警察統計)はリニューアルし、詳細な分析を行い、自殺対策事業に活かすことができた。センターのホームページにアップしている警察統計も迅速にアップするよう努めた。	分析を一部委託しているが、統計にかかわる人手、スキルが不足している。	引き続き、人口動態統計、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行い、自殺対策事業に活かしていく。	精神保健福祉センター
	003 関係機関、民間団体との連携による情報収集、実態分析	自殺未遂者支援や自死遺族に対する支援、児童生徒に対する支援等の実践から、関係機関や民間団体と連携し、情報収集や統計的な分析を行い、地域における効果的な自殺対策の推進に取り組みます。	自殺未遂者支援や自死遺族に対する支援、児童生徒に対する支援等の実践から、関係機関や民間団体と連携し、情報収集や統計的な分析を行い、地域における効果的な自殺対策の推進に取り組んだ。							「人口動態統計」、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行った。自殺統計(警察統計)はリニューアルし、詳細な分析を行い、自殺対策事業に活かすことができた。	様々な機関と連携し、随時情報共有し、自殺の実態把握すること。	引き続き、様々な機関と連携し、随時情報共有を行い、自殺の実態把握に努める。	精神保健福祉センター
(2) 情報収集提供体制の充実													
① 国、市町村、関係機関、団体と連携し、情報収集及び提供、相互の活用													
	004 市町村別自殺統計分析のまとめと情報提供【再掲】	市町村が自殺対策を実施するうえで、必要な市町村別の基礎的なデータや自殺統計の分析をまとめ、必要な情報を適切に提供します。	市町村が自殺対策を実施するうえで、必要な市町村別の基礎的なデータや自殺統計の統計分析をまとめ、必要な情報を適切に提供した。							「人口動態統計」、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行った。自殺統計(警察統計)はリニューアルし、詳細な分析を行い、自殺対策事業に活かすことができた。センターのホームページにアップしている警察統計も迅速にアップした。	分析を一部委託しているが、統計にかかわる人手、スキルが不足している。	引き続き、人口動態統計、「自殺統計」の分析を迅速、正確に行い、自殺対策事業に活かしていく。	精神保健福祉センター
	005 地域自殺実態プロフィール等の情報提供	国が設置する自殺総合対策推進センターが作成する「地域自殺実態プロフィール」を基に、効果的な対策を考察して、市町村へ情報提供することに取り組みます。	市町村が自殺対策を実施するうえで、必要な市町村別の基礎的なデータや自殺統計の統計分析をまとめ、必要な情報を適切に提供した。							市町村が自殺対策を実施するうえで、必要な統計分析をはじめ、必要な情報提供を行った。	分析を一部委託しているが、統計にかかわる人手、スキルが不足している。	引き続き、人口動態統計、「自殺統計」の分析を実施し、市町村に随時情報提供をする。	精神保健福祉センター
② 神奈川県警察自殺統計原票の関係行政機関への情報提供													
	006 神奈川県警察自殺統計原票の関係行政機関への提供	県警察本部からの情報提供により、自殺の年代、動機等を知ったうえで適切な対応や対策ができるよう、県内で発生した自殺と断定した自殺者数について、正確に集計し、1年間の確定値を関係行政機関へ情報提供できるように取り組みます。	関係行政機関に対し、自殺統計の確定値を情報提供した。							関係行政機関に対し、神奈川県警察で集計した昨年の県内の自殺者数及び原因・動機に関する自殺統計を情報提供し、自殺対策の施策に貢献した。	統計数値の情報提供であるため、課題になる案件はない。	自殺統計について、引き続き正確に集計し、1年間の確定値を関係行政機関へ情報提供できるように取り組む。	人身安全対策課
2 自殺対策に関する普及啓発を推進する													
(1) 県民に対する普及啓発事業の実施													
① 自殺対策に関する普及啓発													

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

大柱一中柱 一項目	構成施策事業		実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
	007 自殺予防週間等における自殺対策街頭キャンペーン・講演会の実施	県、市町村、民間団体は協力して、自殺予防週間を中心に、街頭キャンペーン及び自殺対策講演会を開催し、県民への普及啓発に取り組む。	鎌倉・逗子・葉山地域にて自殺対策講演会の実施を検討したが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため集合による講演会は実施できず、代わりに「いきるを支えるメッセージ」として講演を予定していた講師に小冊子の執筆を依頼し、3,000部作成した。街頭キャンペーンにて配布する予定だったグッズに同封し、強化月間である3月に鎌倉、逗子、葉山地域の関係機関各所に配布を依頼した。	全ての保健福祉事務所管内(8箇所)で街頭キャンペーン・講演会を実施する。	○	8箇所	4箇所	6箇所	7箇所	66.7%	C	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面の集合による講演会の実施は難しいと考えられる。オンライン等別の形で自殺対策の普及啓発を図っていく。	未開催県保福管内である三輪地域(三浦市)での実施を検討中。新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、対策を講じる。	精神保健福祉センター
	008 リーフレット等を活用した県民への周知	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、各地域で開催される自殺対策街頭キャンペーンや講演会等で配布し、周知のさらなる強化を図ります。	コロナの影響で講演会は開催できなかったが、予定されていた講師の「いきるを支えるメッセージ」小冊子等を配布し、自殺予防に関することやマインドfulnessについて県民の参考となる媒体を作成、配布し、ホームページにもアップし、県民への普及啓発を図った。	相談窓口を記載したリーフレットや普及啓発物品を作成し、街頭キャンペーンや講演会等で広く県民に配布する。	○	毎年度3,000部配布	3,000部	3,000部	3,000部	100.0%	A	県民の自殺対策の重要性に対する関心と理解をさらに深めること、また自殺の危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが、社会全体の共通認識となることが必要のため、今後も普及啓発を強化していく。特に、若年者の自殺者が減少していないことから、若年者層に対する自殺予防に関する普及啓発や相談窓口の周知に取組んでいく必要がある。	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、各地域で開催される自殺対策街頭キャンペーンや講演会等で配布し、普及啓発のさらなる強化を図ります。	精神保健福祉センター
	009 自殺対策強化月間におけるCM等の配信	自殺予防週間や自殺対策強化月間において、若年者の関心がある映画の上映時に、自殺対策関連のCMを配信する等、若年者層が相談窓口等をより利用しやすくなるよう、取組みを進めます。	「こころナビ かながわ」の周知CMを3月に綾瀬、藤沢、平塚、厚木、茅ヶ崎営業所管内で、計190台のバス車内デジタルサイネージ広告にて放映した。みなどみらい線駅内、横浜市内地下鉄内車内ディスプレイ及びその横浜店前的大型ビジョンにおいても周知CMの放映を実施した。	県民の自殺対策の重要性に対する関心と理解を深めることを目的として、平成30年度から34年度間で、県内の路線バス累計650台において、自殺対策関連CMを配信する。	○	5年間で650台のバス広告掲出	0台	560台	390台	143.6%	A	若年層の自殺が増加している現状を踏まえターゲット別に絞った周知を時期や内容をしっかりと見極めて実施する必要がある。	既存の広報用媒体の見直しを進め、学生等の若年層が多く利用する鉄道路線での周知CMの広告を検討する。	がん・疾病対策課
	010 鉄道会社と連携した鉄道構内等での普及啓発の実施	自殺予防週間を中心に、鉄道会社等の協力により、駅構内ディスプレイにおいて自殺対策関連のCMを放映する等、あらゆる世代が自殺対策への関心と理解を深めることができるよう取り組めます。	小田急電鉄の協力を得て、鉄道駅31駅構内の運行ディスプレイにおいて、自殺予防週間のある9月及び自殺対策月間である3月に、当該作成の自殺対策関連のCMを放映した。 CM放映実施時期：①令和2年9月1日～9月30日 ②令和3年2月1日～3月31日	各年度、自殺対策強化月間中に、県民が通勤・通学に利用する鉄道沿線の20以上の駅舎にて、普及啓発動画を放映し、県民の自殺対策への理解を深める。	○	毎年度20駅舎以上	26駅舎	27駅舎	20駅舎	135.0%	A	予算化は困難であるため、鉄道会社からの協力支援が不可欠である。	引き続き、協力を得られるよう、鉄道会社との連携を深め、関係性を構築していく。	がん・疾病対策課 精神保健福祉センター
	011 九都県市での自殺対策普及啓発の実施	九都県市による連絡調整会議を通じて、自殺予防週間及び自殺対策強化月間における共同の取組みを進めます。また、他都県市に対して、県が作成した自殺対策関連のCM素材の活用を呼びかけるなど、広域的な普及啓発の取組みを強化します。	九都県市自殺対策キャンペーン連絡調整会議を書面開催(主催：川崎市)にて行い、会議内容を踏まえて、九都県市が一体となり、街頭キャンペーンや自治体HPにて普及啓発活動を行った。	各年度、九都県市の自殺対策担当者で各自の取組みや情報を共有し、連携して広域的な自殺対策を行う。	○	毎年度九都県市の調整会議を開催	1回	1回	1回	100.0%	A	新型コロナウイルス禍においても引き続き県民の自殺対策への理解を促進できるよう、新たな実施方法を含めて検討していく必要がある。	連絡調整会議(千葉市で開催予定)にて情報共有を行い、令和2年度と同様、九都県市が一体となり、新型コロナウイルス禍の状況踏まえ、街頭キャンペーンや自治体HPにて普及啓発活動等を行う。	がん・疾病対策課
② 地域における自殺対策に関する普及啓発														

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

構成施策事業			進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課		
大柱一中柱 一項目	施策名	内容	実績	項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定	
	012 保健福祉事務所・センターにおける講演会の実施	地域における自殺対策の普及啓発として、保健福祉事務所・センターにおいて、自殺対策に関連した講演会や普及啓発活動等の取組みを強化し、地域における普及啓発の推進を図ります。	【平塚保健福祉事務所】地域自殺対策検討会・研修会※、ゲートキーパー研修 ※ 地域自殺検討会・研修会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 【平塚保健福祉事務所案野センター】地域自殺対策検討会(書面開催)、自殺未遂者支援研修※、ゲートキーパー研修 ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 【鎌倉保健福祉事務所】「いきるを支える鎌倉・逗子・葉山」実行委員会講演会・キャンペーン、自殺対策講演会、ゲートキーパー研修 【鎌倉保健福祉事務所三崎センター】ゲートキーパー研修 【小田原保健福祉事務所】ゲートキーパー研修、検討会、研修会 【小田原保健福祉事務所足柄上センター】研修会、ゲートキーパー研修、啓発週間普及啓発 【厚木保健福祉事務所】ゲートキーパー研修、自殺対策研修会 【厚木保健福祉事務所大和センター】検討会、研修会、ゲートキーパー研修										新型コロナウイルス感染症の影響により、事業によっては新しい実施方法等を検討する必要があるほか、特に精神保健福祉分野では、地域包括ケアシステムに基づく退院後支援など、保健福祉事務所に求められる役割や業務量が増加傾向にあることから、限られたマンパワーの中で自殺対策をいかに効率的・効果的に進めていくかという点が課題である。	新型コロナウイルス感染症の影響を見ながら臨機応変に対応していく中で、引き続き、各地域において、それぞれの特性や実情に応じた取組みを、管内市町村等のニーズを把握したうえで、連携・協力しながら進めていく。	保健福祉事務所・センター
	013 リーフレット等を活用した県民への周知【再掲】	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、各地域で開催される自殺対策街頭キャンペーンや講演会等で配布し、県民への普及啓発に取り組みます。	コロナの影響で講演会は開催できなかったが、予定されていた講師の「いきるを支えるメッセージ」小冊子等を配布し、自殺予防に関することやマインドfulnessについて県民の参考となる媒体を作成、配布し、ホームページにもアップし、県民への普及啓発を図った。	相談窓口を記載したリーフレットや普及啓発物品を作成し、街頭キャンペーンや講演会等で広く県民に配布する。		○	毎年度3,000部配布	3,000部	3,000部	3,000部	100.0%	A	県民の自殺対策の重要性に対する関心と理解をさらに深めること、また自殺の危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるというところが、社会全体の共通認識となることが必要のため、今後も普及啓発を強化していく。特に、若年者の自殺者が減少していないことから、若年者層に対する自殺予防に関する普及啓発や相談窓口の周知に取組んでいく必要がある。	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、各地域で開催される自殺対策街頭キャンペーンや講演会等で可能であれば配布し、普及啓発のさらなる強化を図ります。	精神保健福祉センター
	014 生涯学習指導者研修	生涯学習指導者研修の中で、市町村や県の職員を対象に、自尊感情を高める大切さ、人への思いやり、命の大切さ、コミュニケーション能力を磨くこと等をテーマに人権教育を実施します。	生涯学習指導者研修のうち、社会教育担当者コース・公民館担当者コース(令和2年度は合同開催)において、県や市町村の生涯学習・社会教育行政担当職員や公民館職員等を対象に、人権課題に関する講義や協働を行うことにより、社会教育行政や公民館の運営における人権尊重の意識の高揚を図り、人権教育を推進することができた。	人権への知識や感覚を身につけるため、社会教育関係団体を対象に、人権教育に係る内容を含めた生涯学習指導者研修を毎年度2回開催する。		○	生涯学習指導者研修を毎年度2回開催	2回	2回	2回	100.0%	A	市町村や公民館のニーズを踏まえながら研修内容の充実を図るとともに、研修をとおして県と市町村の連携を強化する必要がある。	今後も引き続き、生涯学習指導者研修の中で、県や市町村の生涯学習・社会教育行政担当職員等や公民館職員等を対象に人権教育を実施することで、人権に対する正しい理解と認識を深めていく。	生涯学習課
	015 教育事務所人権教育研修講座(社会教育関係団体指導者等)	教育事務所人権教育研修講座の中で、社会教育関係団体に関わる指導者等を対象に、自尊感情を高める大切さ、人への思いやり、命の大切さ、コミュニケーション能力を磨くこと等をテーマに人権教育を実施します。	2教育事務所、管内PTA役員等社会教育関係団体指導者を対象に、人権課題に関する講義を行うことにより、家庭や地域における人権尊重の意識の高揚を図り、人権教育を推進することができた。2教育事務所は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止とした。	人権への知識や感覚を身につけるため、社会教育関係団体に関わる指導者等を対象に、教育事務所人権教育研修講座を毎年度4回開催する。		○	教育事務所人権教育研修講座を毎年度4回開催	4回	2回	4回	50.0%	C	各教育事務所管内における社会教育関係団体指導者のニーズを踏まえながら、研修内容の充実を図る必要がある。	今後も引き続き、教育事務所ごとに社会教育関係団体指導者等を対象に人権教育研修講座を開催することで、人権に対する正しい理解と認識を深めていく。	生涯学習課
③ インターネット・SNS等を利用した情報発信															

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課
大柱-中柱-項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度			
	016 ホームページによる情報発信	「社会の問題」として総合的に取り組むことが必要な自殺対策への関心と理解を、広く県民に向けて普及啓発するため、県ホームページを随時更新し、自殺に関する最新情報や関連情報を積極的に発信します。	【がん・疾病対策課】九都県市の自殺対策強化月間である9月及び3月を中心に、ホームページの更新を随時行い、自殺対策にかかわる普及啓発関係イベントや、最新データの掲載等、情報発信に努めた。 【精神保健福祉センター】自殺対策への関心と理解を、広く県民に向けて普及啓発するため、ホームページを随時更新し、自殺に関する最新情報や相談窓口等の関連情報を発信した。									【がん・疾病対策課】最新の情報を掲載し、適切な維持管理を行う。 【精神保健福祉センター】自殺に関する情報を随時更新することで、県民に自殺の現状についての理解を促すこと。並びに相談窓口等の関連情報を掲載することで、県民が自殺に傾くことがないよう情報発信に努める。	がん・疾病対策課 精神保健福祉センター
	017 ストレスチェックホームページ・アプリ「こころナビかながわ」の運営	特に、若年者層に対する自殺予防を重点的に取り組むため、気軽にストレスチェックができるホームページ・スマートフォンアプリの普及を促進し、若年者層が相談支援窓口の情報を得られるように取り組みます。	バス、鉄道路線及び大型商業施設でのデジタルサイネージ、県内学生ポータルサイト及びIME-BYOカルテ等でアプリの周知を行った結果、令和元年度は総アクセス件数が168,367件であった。	○	300,000件	78,000件	380,224件	214,000件	222.2%	A	令和2年は自殺者が増加している現状を踏まえ、本アプリをより多くの方に利用してもらうため、特に若年者層の目に留まりやすい広告媒体を利用し、アプリの周知を実施する必要がある。	学生等の若年者層が利用する機会が多い鉄道路線等、周知CMを放映する場所を再検討し、より多くの方に対してアプリの周知を実施する。	がん・疾病対策課
(2) 児童・生徒の自殺予防に資する教育の実施													
① 自分の大切さ、他者の大切さを認める教育への取り組み													
	018 教科指導等における心身の健康づくりの教育推進	学習指導要領に基づき行われる各校における心身の発達と健康づくり、ストレス対処及び疾病予防に関する取り組みや教育実践を支援します。	・学習指導要領において、小学校では、病気やけがの予防や、心の発達及び不安や悩みへの対処について理解し、簡単な対処をすることを取り上げることとなる。 ・中学校や高等学校の保健体育では、「現代社会と健康」の中で、健康の保持増進と生活習慣病などの予防には、調和のとれた生活を実践する必要があることを内容として取り上げることとなっている。また、高等学校では、精神の健康を保持するためには、欲求やストレスに適切に対処すること等も取り上げることになっている。 ・令和2年度は「高等学校版の学校における防災教育指導資料」の改訂年度であり、「心のケア」に関する健康観察や学校における支援についての記載を盛り込んだ。 ・各校における取組や教育実践を支援した。									児童生徒は、生涯にわたり、社会生活における健康・安全について理解を深め、自他の「いのち」の大切さを自覚しながら、自らの管理と改善に基づく「心身の健康づくり」を実践する資質や能力を育む必要がある。 ・学習指導要領の改訂と移行期に伴う取り上げる内容の再整理と、各校における取組や教育実践の支援を継続していく。	保健体育課

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱一中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
	019 「いのちの授業」の実践	「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を踏まえ、学校・地域・家庭で活用できる教材に指導イデを盛り込んだハンドブックを作成し、現在、各学校で展開されている「いのちの授業」のより一層の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 県内の全ての学校での、学習指導要領に基づき、様々な内容・方法により、子どもたちが「いのち」のかけがえのなさや、夢や希望をもって生きることの大切さ、人への思いやり、互いに支え合って生きることの大切さなどを実感する「いのちの授業」の推進。 各学校における様々な実践事例を1,589収集するとともに、「いのちの授業」感動作文を9,230作品収集し、大賞などの優秀作品を10作品表彰することで普及啓発を図った。 令和3年1月には「かながわ『いのちの授業』ハンドブック概要版」を改定し、32,620部、県内の市町村教育委員会をとおして、PTA等の関係団体、公民館、図書館等、各課関係機関での配架・配付を依頼した。 			毎年年度応募作品数 8,000作品	8,237作品	9,230作品	8,000作品	115.4%	A	<ul style="list-style-type: none"> 「いのちの授業」ハンドブックを活用し、各学校における「いのちの授業」のより一層の充実を図る。 「いのちの授業」ハンドブック概要版リーフレットを活用しながら、「いのちの授業」の取組を保護者や地域の方に周知すること等を通じて、家庭や地域でも、子どもと大人が「いのち」について考えたり、話したりする機会が増えるよう県PTA協議会等と連携し、取り組んでいく。 コロナ禍において、新しい生活様式が確立されていく中、引き続き、「いのち」のかけがえのなさや、人への思いやり、互いに支え合って生きることの大切さなどを学ぶ「いのちの授業」のより一層の充実、推進が必要とされる。「いのちの授業」の取組をとおして、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念について考える取組とともに、学校だけでなく家庭や地域にも裾野を広げて推進する。 	子ども教育支援課	
	020 中学生・高校生に対する「いのちの大切さ」を学ぶ教室の推進	県内の中学生・高校生に対し、犯罪被害者等の生の声や犯罪被害者等のおかれた厳しい状況等を伝えることで、被害者等に対する理解と共感を育み、同時に自分や他人の「いのち」の大切さ、加害者になってはいけないという規範意識を醸成する取組みとして、推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 県下中学生・高校生に対して14回の教室を実施し、被害者等に対する理解と共感を育み、「いのち」の大切さについて規範意識の醸成に努めた。 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、休校が相次ぎ、その実施回数は例年に比べ減少したが、秋季からリモート授業を実施した。 			平成23年開始時からの実績回数を平均値77回を実施	83回	14回	77回	18.2%	E	<ul style="list-style-type: none"> 中学・高校の各学校は、道徳の授業の中で当教室を実施しているが、道徳は他にカリキュラムも多く、更には、近年受験対策が先行し、実施が困難となっている。 また、学年全体授業を主としている当教室は、新型コロナウイルス感染拡大の影響から三密回避のため、更に実施が困難となっている。 よって今後は、県教育局に対する実施に向けた協力依頼を継続するとともに、感染予防対策を講じながらクラス単位等の小規模リモート等、実施方法を検討する。 	新型コロナウイルス感染の終息が依然見込めないことから、令和3年度から当面の間、開催を中止している。 なお、令和4年度以降、感染終息に向かうなど、実施環境が整った場合には再開する予定であり、再開時の運営を現在検討中である。	被害者支援室
② 「いのち」を大切にすることを大切にする心をはぐくむ教育の実施														
	021 「いのち」を大切にすることを大切にする心をはぐくむ教育推進研究委託事業	県内の小・中学校から4校を推進校に選定し、学校現場において、教科、道徳、特別活動などあらゆる機会を通じて、「いのち」の大切さを学ぶ「いのちの授業」を実施し、ホームページ上に研究事例・研究成果を公表し、県内各学校への周知を図ります。	「いのちを大切にすることを大切にする心をはぐくむ教育」推進校4校においてコロナ禍において、研修会等、計画を変更し、可能な範囲の取組を実施。			毎年度「いのちを大切にすることを大切にする心をはぐくむ教育」推進校4校	4校	4校	4校	100.0%	A	<ul style="list-style-type: none"> 4教育事務所管内で、それぞれ小・中学校で細かな計画を立て、年間を通して取り組んでいるが、活動の成果等を普及していくことが課題である。 また、自殺予防に関する講演など関連付けた実践の可能性を検討していく。 	子ども教育支援課	

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
	022 教科指導等における「いのち」と、健康習慣の関連を理解する教育推進	学習指導要領に基づき行われる各校における心身の発達や生活環境に応じた健康づくり、社会生活に応じたストレス対処及び疾病予防に関する取組みや教育実践を支援します。	・高等学校学習指導要領の保健体育では、「生涯を通じた健康」の中で、健康の保持増進には、思春期、結婚生活、加齢等の生涯の各段階の健康課題に応じ、健康管理や環境づくりをする必要があることを内容として取り上げることになっている。その際に、必要に応じ生殖に関する機能を関連付けて扱う場合には、責任感の涵養、異性の尊重、性に関する情報等への適切な対処についても扱うよう配慮しなくてはならない。 ・令和2年度は「高等学校版の学校における防災教育指導資料」の改訂年度であり、「心のケア」に関する健康観察や学校における支援についての記載を盛り込んだ。 ・各校における取組や教育実践を支援した。									児童生徒は、生涯にわたり、社会生活における健康・安全について理解を深め、自他の「いのち」の大切さを自覚しながら、自らの管理と改善に基づく「心身の健康づくり」を実践する資質や能力を育む必要がある。	・学習指導要領の改訂と移行期に伴う取り上げる内容の再整理と、各校における取組や教育実践の支援を継続していく。	保健体育課
3 早期対応の中心的役割を果たす人材(ゲートキーパー)を養成する														
(1) かかりつけ医師等への精神疾患の診断、治療技術の向上														
① かかりつけ医師等への適切なうつ病の患者への対応力向上研修の実施														
	023 こころといのちの地域医療支援事業	内科等の身体科の医師が、うつ病についての知識や技術を習得する、対応力向上研修について、研修内容等を精査し、うつ病対応力研修の充実に取り組みます。	・政令市を含む5会場で「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため開催中止となった。 ・当該研修の開催に際し、自殺の実態と自殺対策、うつ病と自殺の関係について、うつ病の基礎知識の講義及び事例検討を行う予定であった。		○	5年間の受講修了者累計1,200人(政令市含む)	0人	563人	720人	78.2%	B	・うつ病の患者は身体の不調から内科等の身体科を最初に受診することが多いため、かかりつけ医がうつ病の基礎知識を習得して適切な対応ができること、さらに精神科医との連携を推進し、うつ病を早期に発見し、早期に治療につなげていく必要がある。	・新型コロナウイルス感染症対策を講じて開催する。引き続き、4県市協議事業として進めていく	精神保健福祉センター
(2) 教職員、児童・生徒に対する研修の実施														
① 教職員等を対象とした自殺対策及びメンタルヘルス対策の推進														
	024 自殺対策に関する出前講座	小学校、中学校、高等学校等において、困難に直面した時に、生きることを選択できるように、教職員や児童・生徒を対象に、自殺対策やストレス対処法についての知識を深める「出前講座」を実施します。	実施回数13回、参加者数508人。内訳は小学校5回、中学校4回、高等学校3回、支援学校1回。 *新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申し込みのあった内1回中止		○	5年間の開催箇所累計60箇所	0箇所	42箇所	36箇所	116.7%	A	教職員が、日々接する児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、人材養成に取り組み必要がある。また、教職員が自殺対策やストレス対処法についての知識をさらに深めることが必要である。	教職員が児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、今後も自殺対策に関する出前講座を開催していく。	精神保健福祉センター
	025 教職員向け研修会への講師派遣	教職員向け研修会等で教職員を対象に、児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応をすることができるように、精神保健福祉センターから講師を派遣します。	実施回数13回、参加者数508人。内訳は小学校5回、中学校4回、高等学校3回、支援学校1回。 *新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申し込みのあった内1回中止		○	5年間の開催箇所累計60箇所	0箇所	42箇所	36箇所	116.7%	A	教職員が、日々接する児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、人材養成に取り組み必要がある。また、教職員が自殺対策やストレス対処法についての知識をさらに深めることが必要である。	教職員が児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、今後も自殺対策に関する出前講座を開催していく。	精神保健福祉センター

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱-中柱-項目	施策名	内容		項目	計画	独自	目標(A)	計画当初時点(B)	直近値(C)	達成目安(D)				進捗率or進捗度
	026 大学生向けゲートキーパー養成研修の実施	県内大学等との連携を強化し、大学生や大学の教職員に対して、自分や友人、家族等の不調に気づき、適切に対応をすることができるようにゲートキーパー養成研修を実施します。	コロナ禍で大学は講義すること自体が難しい状況であった。例年実施している2大学へ働きかけたが、1大学のみハイブリッド方式で実施することができた。 ・開催回数 1回 ・研修対象 県立保健福祉大学保健福祉学部3年生 ・養成者数 44人	県内の大学2校以上において、大学生向けのゲートキーパー養成研修を実施する。		○	毎年度県内大学2校以上においてゲートキーパー養成研修を実施	1校	1校	2校	50.0%	C	大学生へのゲートキーパー養成研修として、効果的な研修を行うことや、今後は、研修の実施先の新たな開拓が求められる。 コロナ禍の影響も踏まえ、実施方法を検討していく。	精神保健福祉センター

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

構成施策事業			進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱一中柱 一項目	施策名	内容	実績	項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
(3) 地域保健や産業保健関係職員の資質向上														
① 行政担当者等を対象とした自殺対策に関する研修の実施														
	027 自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修	各市町村行政職員、県職員、教職員も含めた行政職員を対象に、自殺の現状や対策、自死遺族の支援、自殺未遂者の支援等についての理解を深めるために研修を開催します。	自殺対策基礎研修1(書面開催) 40か所、自殺対策基礎研修2(書面開催) 171か所、第1回地域自殺対策担当者会議(書面開催) 40か所、第2回地域自殺対策担当者会議(書面開催)40か所、合計 291名	平成30年から34年の5年間で、自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修の受講修了者累計 550人	○	5年間で受講修了者累計 550人	0人	291人	330人	88.2%	B	自殺対策を総合的に推進するためには、地域の特性に応じた自殺の現状や対策、自死遺族への支援、自殺未遂者の支援等について、行政機関や関係機関の職員に必要な情報や知識を普及し、人材を養成していく必要がある。	行政機関や関係機関の職員を対象に、自殺の現状やコロナ禍における自殺対策、自死遺族支援、自殺未遂者支援、生きることへの支援等について研修を実施し、人材養成を推進する。	精神保健福祉センター
	028 ゲートキーパー養成研修	市町村が企画・実施する庁内職員等を対象としたゲートキーパー養成研修の講師を務めるなど、行政担当者等の人材養成を推進します。	県内全市町村、保健福祉事務所・センター・保健所・精神保健福祉センター・県・関係団体で211回17,284人養成。行政職員が12,268人と最多。以下教職員、一般住民、民生委員、消防職員等、動画による研修も実施されている。集合によるフォローアップ研修は5回、94人に実施されているが、情報提供やメールマガジンによるフォローアップをする市町村も出てきている。	ゲートキーパー養成数累計 132,701人(平成20年度～平成34年度)	○	累計 132,701人養成	85,201人	196,257人	113,701人	389.7%	A	知識の再確認・ゲートキーパーの役割の継続のためのフォローアップ研修のあり方	各市町村の計画に基づき、養成が進められる。行政職員は住民のゲートキーパーであると同時に職場でもゲートキーパーである。全職員の受講を目指し、新人・中堅・幹部職員研修やメンタルヘルス対策を兼ねてフォローアップ研修を行う等、数年に一度は受講するように市町村、関係団体に進めていく。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター
② 地域の人材養成研修の講師を担う指導者養成研修の実施														
	029 ゲートキーパーフォローアップ研修	ゲートキーパー養成研修の講師となる行政機関や関係機関の職員が、受講者に応じた研修内容を企画し、また、養成したゲートキーパーのフォローアップ研修を実施するために、生きることへの支援等必要な情報や知識を得るための研修の実施に取り組みます。	県内全市町村、保健福祉事務所・センター・保健所・精神保健福祉センター・県・関係団体で211回17,284人養成。行政職員が12,268人と最多。以下教職員、一般住民、民生委員、消防職員等、動画による研修も実施されている。集合によるフォローアップ研修は5回、94人に実施されているが、情報提供やメールマガジンによるフォローアップをする市町村も出てきている。	ゲートキーパーフォローアップ研修への30市町村及び8保健福祉事務所(計38機関)の60%以上の機関の参加	○	毎年度23機関以上の参加	11機関	41機関	23機関	178.3%	A	県内全市町村、保健福祉事務所・センター・保健所・精神保健福祉センター・県・関係団体で211回17,284人養成。コロナ禍で開催できなかった所属も多かったため、オンライン形式等の開催方法を検討する必要がある。	各市町村の計画に基づき、養成が進められる。行政職員は住民のゲートキーパーであると同時に職場でもゲートキーパーである。全職員の受講を目指し、新人・中堅・幹部職員研修やメンタルヘルス対策を兼ねてフォローアップ研修を行う等、数年に一度は受講するように市町村、関係団体に進めていく。	精神保健福祉センター
③ 職場におけるメンタルヘルス対策として産業保健関係職員に対する研修の実施														
	030 職域研修会の実施	各地域の労働基準監督署等と連携を強化し、産業保健関係職員等に対して、研修会を開催し、働く人へのメンタルヘルスについての知識を普及していきます。	【精神保健福祉センター】県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、メンタルヘルスの知識についての普及啓発を行った。また、県所管域の職域研修会の開催状況の取りまとめを行った。 【保健福祉事務所・センター】県内の各地域において、働く人のメンタルヘルスの向上にかかわる研修会を実施した。 ・平塚保健福祉事務所管内:1回33名参加 ・鎌倉保健福祉事務所及び三崎センター管内:1回28名参加	県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人のメンタルヘルスの知識についての普及啓発を図った。各地域の労働基準監督署との連携により、県内の各地域において職域研修会が開催され、働く人のメンタルヘルスの向上が図られた。ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施を見送った研修会があったため、オンライン等の研修の開催方法を検討する必要がある。								職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、事業所の人事管理担当者等産業保健関係職員に対して、知識を普及していく必要がある。	引き続き、県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターと連携し、職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人のメンタルヘルスの知識についての普及啓発を図る。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱一中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
(4) 介護支援専門員等の資質の向上														
① 介護支援専門員への研修の実施														
	031 介護支援専門員への研修の実施	介護支援専門員に対し、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するための研修を実施する。	下記の研修を実施した。 ア 専門研修課程 ・専門研修課程Ⅰ:令和2年9月～12月(年6回) ・専門研修課程Ⅱ:令和2年10月～令和3年3月(年10回) イ 更新研修 ・実務経験者向け更新研修(専門研修課程Ⅰと同内容)→専門研修課程Ⅰ参照 ・実務経験者向け更新研修(専門研修課程Ⅱと同内容)→専門研修課程Ⅱ参照 ・実務未経験者向け更新研修:未開催 ウ 主任介護支援専門員研修:令和2年11月～令和3年3月(年1回) エ 主任介護支援専門員更新研修:令和3年1月～3月(年1回)	介護保険制度の中で中核的な役割を担う介護支援専門員の資質の向上を図るため、以下研修を毎年度1回以上実施する。 ア 専門研修課程 ・専門研修課程Ⅰ ・専門研修課程Ⅱ イ 更新研修 ・実務経験者向け更新研修(専門研修課程Ⅰと同内容) ・実務経験者向け更新研修(専門研修課程Ⅱと同内容) ウ 主任介護支援専門員研修 エ 主任介護支援専門員更新研修	○	以下研修を毎年度1回以上実施する。 ア 専門研修課程 イ 更新研修 ウ 主任介護支援専門員研修 エ 主任介護支援専門員更新研修	年1回以上の開催	1回以上	1回以上	100.0%	A	研修内容及び受講者の受講環境の一層の向上を図る必要がある。	引き続き研修を体系的に実施するとともに、研修の内容等の改善を図っていく。	地域福祉課
② 老人クラブ等への研修や情報提供の実施														
	032 老人クラブとの連携によるゲートキーパー養成研修の実施	各地域の老人クラブと連携し、会員が主体となって企画している研修会において、ゲートキーパー養成研修を実施します。	令和元年度は実施できなかったが、令和2年度は対面と書面と3ブロックで開催することができた。	全てのブロック(6箇所)老人クラブとの連携によるゲートキーパー養成研修の実施	○	平成34年度末までに6箇所で開催	2箇所	5箇所	5箇所	100.0%	A	高齢者にとってセンシティブなテーマであり、地域の研修会とセットなどニーズがあれば応えていきたい。	各地域老人クラブと連携し、開催する。コロナ禍の中ではあるが、研修会等の企画の中でゲートキーパー養成研修の働きかけを行いたい。	精神保健福祉センター
(5) 民生委員・児童委員等への研修の実施														
① 民生委員・児童委員等への研修や普及啓発の実施														
	033 民生委員・児童委員への研修や普及啓発の実施	民生委員・児童委員への研修で、委員活動に必要な知識の習得を図るほか、新任研修やテーマ別研修において、自殺対策を含めた精神保健福祉分野の研修を行います。また、研修の機会に、パンフレット配布など、自殺対策に関する情報提供等を行います。	・新任研修(YouTube動画配信):1回開催 ・テーマ別研修(YouTube動画配信及びDVD・資料配布):2回開催 ・リーダー研修(DVD・資料配布):1回開催	地域福祉で重要な役割を担っている民生委員・児童委員の資質の向上を図るため、以下研修を毎年度1回以上実施する。 ・新任研修 ・テーマ別研修 ・リーダー研修	○	以下研修を毎年度1回以上実施する。 ・新任研修 ・テーマ別研修 ・リーダー研修	年1回以上の開催	1回以上	1回以上	100.0%	A	より一層研修効果を高めるため、アンケート結果を確認し、研修に反映できるよう検討を行う。	新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した研修を実施できた。 アンケートの結果からも、民生委員・児童委員に対する十分な効果があったことが確認できた。 次年度以降も同様に研修を行う。	地域福祉課
(6) 多重債務者の生活再建に関する相談員の資質の向上														
① 多重債務相談窓口相談員等への知識、理解の普及啓発														

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課		
大柱-中柱-項目	施策名	内容		項目	計画	独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)				進捗率or進 捗度	判定
	034 生活再建支援相談 研修	多重債務者問題の背景や債務整理等の基礎的・発展的知識を学ぶことで、自治体相談窓口の強化を図り、より適切な相談窓口につなげることができる人材を育成するため、研修会を実施します。	多重債務問題の現状と課題を理解したうえで、より適切で細やかな相談対応につなげられるよう、心に問題を抱える者の特性等の知識を深めるとともに、生活再建に向けた家計管理方法と、面接相談時の聴取り・助言のポイントやノウハウを学んだ。また、多重債務の要因となるギャンブル等依存症についても取り上げた。	多重債務相談に役立つ研修を年1回以上実施する。		○	毎年度1回以上研修を実施する。	1回	1回	1回	100.0%	A	生活困窮者自立支援法により家計改善支援事業の実施が各自自治体の努力義務となったため、家計相談の役割分担を踏まえ、消費生活行政からの相談に対応できる人材育成の研修を検討、実施していく必要がある。	生活困窮者自立支援法に基づく事業との役割分担を考慮しつつ、多重債務で悩む方からの相談に対応できる人材育成の研修を検討、実施していく。	消費生活課

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

構成施策事業			進捗状況									課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱-中柱-項目	施策名	内容	実績	項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判定				
	035 多重債務者等生活 再建支援相談員向けのアド バイザー研修講師派遣 の実施	地域における相談機会を確保するため、市町村等への出張支援相談を行うほか、市町村等の相談員・職員に対し、生活再建支援相談に関するアドバイス等を実施します。	生活困窮者自立支援法の改正に伴い、福祉部局との役割分担が明確となったことから、消費生活行政として実施する多重債務者対策事業を見直し、令和元年度をもって、多重債務者等生活再建支援相談員向けのアドバイザー研修講師派遣を終了したため、令和2年度は実施していません。 特別相談会については、9(2)①「多重債務者等生活再建支援相談の実施」の事業として実施。									令和元年度をもって、本事業は終了	令和元年度をもって、本事業は終了	消費生活課	
(7) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上															
① 警察官、消防職員等を対象とした遺族への対応等に関する適切な知識、理解の普及啓発															
	036 自殺対策基礎研修・ 地域自殺対策担当者研修 【再掲】	各市町村行政職員、県職員、教職員も含めた行政職員を対象に、自殺の現状や対策、自死遺族の支援、自殺未遂者の支援等についての理解を深めるために研修を開催します。	自殺対策基礎研修1(書面開催) 40か所、自殺対策基礎研修2(書面開催) 171か所。 第1回地域自殺対策担当者会議(書面開催) 40か所、第2回地域自殺対策担当者会議(書面開催)40か所。合計 291名	平成30年から34年の5年間で、自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修の受講修了者累計 550人	○		5年間で の受講 修了者 累計 550人	0人	291人	330人	88.2%	B	自殺対策を総合的に推進するためには、地域の特性に応じた自殺の現状や対策、自死遺族への支援、自殺未遂者の支援等について、行政機関や関係機関の職員に必要な情報や知識を普及し、人材を養成していく必要がある。	行政機関や関係機関の職員等を対象に、自殺の現状やコロナ禍における自殺対策、自死遺族支援、自殺未遂者支援、生きることへの支援等について研修を実施し、人材養成を推進する。	精神保健福祉センター
(8) 自殺対策従事者へのこころのケア対策の推進															
① 自殺対策従事者へのこころのケアに関する研修の実施															
	037 自殺対策基礎研修・ 地域自殺対策担当者研修 【再掲】	各市町村行政職員、県職員、教職員も含めた行政職員を対象に、自殺の現状や対策、自死遺族の支援、自殺未遂者の支援等についての理解を深めるために研修を開催します。	自殺対策基礎研修1(書面開催) 40か所、自殺対策基礎研修2(書面開催) 171か所。 第1回地域自殺対策担当者会議(書面開催) 40か所、第2回地域自殺対策担当者会議(書面開催)40か所。合計 291名	平成30年から34年の5年間で、自殺対策基礎研修・地域自殺対策担当者研修の受講修了者累計 550人	○		5年間で の受講 修了者 累計 550人	0人	291人	330人	88.2%	B	自殺対策を総合的に推進するためには、地域の特性に応じた自殺の現状や対策、自死遺族への支援、自殺未遂者の支援等について、行政機関や関係機関の職員に必要な情報や知識を普及し、人材を養成していく必要がある。	行政機関や関係機関の職員等を対象に、自殺の現状やコロナ禍における自殺対策、自死遺族支援、自殺未遂者支援、生きることへの支援等について研修を実施し、人材養成を推進する。	精神保健福祉センター
	038 ゲートキーパー養成 研修【再掲】	行政機関や関係機関の職員等を対象に、こころの不調に気づき、適切に対応することができるようにゲートキーパー養成研修を実施します。	県内全市町村、保健福祉事務所・センター、保健所・精神保健福祉センター・県・関係団体で211回17,284人養成。行政職員が12,268人と最多。以下教職員、一般住民、民生委員、消防職員等。集合によるフォローアップ研修は5回、94人に実施されているが、情報提供やメールマガジンによるフォローアップをする市町村も出てきている。	ゲートキーパー養成数累計 132,701人(平成20年度～平成34年度)	○		累計 132,701人 養成	85,201人	196,257人	113,701人	389.7%	A	知識の再確認・ゲートキーパーの役割の継続のためのフォローアップ研修のあり方	各市町村の計画に基づき、養成が進められる。行政職員は住民のゲートキーパーであると同時に職場でもゲートキーパーである。全職員の受講を目指し、新人・中堅・幹部職員研修やメンタルヘルズ対策を兼ねてフォローアップ研修を行う等、数年一度は受講するように市町村、関係団体に進めていく。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター
(9) 研修用テキストの更新及び普及啓発、新たな対象者向けテキストやカリキュラム作成															
① 研修用テキストの更新、様々な対象者向けテキストの作成															

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱一中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判定				
	039 研修用テキストの更新、普及啓発	自殺対策における最新の情報を反映させるなど、ゲートキーパー養成研修で使用するテキストを更新するとともに、養成研修を実施する各機関に配布し、研修内容の質の維持と職員の負担軽減を図ります。	県内全市町村、保健福祉事務所・センター・保健所・精神保健福祉センター・県関係団体で211回17,284人養成。行政職員が12,268人と最多。以下教職員、一般住民、民生委員、消防職員等。動画による研修も実施されている。集合によるフォローアップ研修は5回、94人に実施されているが、情報提供やメールマガジンによるフォローアップをする市町村も出てきている。									知識の再確認・ゲートキーパーの役割の継続のためのフォローアップ研修のあり方	各市町村の計画に基づき、養成が進められる。行政職員は住民のゲートキーパーであると同時に職場でもゲートキーパーである。全職員の受講を目指し、新人・中堅・幹部職員研修やメンタルヘルス対策を兼ねてフォローアップ研修を行う等、数年に一度は受講するように市町村、関係団体に進めていく。	精神保健福祉センター	
4 あらゆる場面において、こころの健康づくりを進める															
(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進															
① 事業主によるメンタルヘルス対策の促進															
	040 メンタルヘルス講演会の開催	事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの意義について理解を深めるため、経営層や人事労務担当者を対象に講演会を開催します。	講演会の実施予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しなかった。	メンタルヘルス講演会開催 1回	年	0 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せず。)	0回	1回	0.0%	E	新型コロナウイルス感染症の流行に備えて、非対面方式における開催に向けた環境整備を検討していく。	講演会について引き続き実施できる形を検討していく。	雇用労政課		
	041 職場のハラスメント対策等	職場におけるハラスメント対策として、毎年12月に「職場のハラスメント相談強化週間」を実施するほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行います。	職場におけるハラスメント対策として、毎年12月に「職場のハラスメント相談強化週間」を実施しているが、令和2年度は感染症対策のため実施しなかった。かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行った。	職場のハラスメント対策として 中小企業労働改善訪問 370件/年 職場のハラスメント対策として 中小企業労務管理セミナー 年6回	370件/年	中小企業労働改善訪問 370件/年 中小企業労務管理セミナー 年6回	370件 6回	341件 6回	370件 6回	92.2% 100.0%	B A	労務管理に有用な情報を時宜に応じて使用者に提供する。新型コロナウイルス感染症の流行に備えて、対面に限らず非対面方式における普及啓発推進の環境整備も検討していく。	引き続き、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を実施していく。	雇用労政課	
② 中間管理職、監督者等のメンタルヘルス対策への理解の促進															
	042 職域研修会の実施【再掲】	各地域の労働基準監督署と連携し、企業の人事管理担当者や健康管理センターの担当者を対象とした研修会を実施します。	【精神保健福祉センター】県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、メンタルヘルスの知識についての普及啓発を行った。また、県所管域の職域研修会の開催状況の取りまとめを行った。 【保健福祉事務所・センター】県内の各地域において、働く人のメンタルヘルスの向上にかかわる研修会を実施した。 ・平塚保健福祉事務所管内：1回33名参加 ・鎌倉保健福祉事務所及び三崎センター管内：1回28名参加									県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人のメンタルヘルスの知識についての普及啓発を図った。各地域の労働基準監督署との連携により、県内の各地域において職域研修会が開催され、働く人のメンタルヘルスの向上が図られた。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施を見送った研修会があったため、オンライン等の研修の開催方法を検討する必要がある。	職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、事業所の人事管理担当者等産業保健関係職員に対して、知識を普及していく必要がある。	引き続き、県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターと連携し、職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人のメンタルヘルスの知識についての普及啓発を図る。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター
③ 労働者に対するメンタルヘルス対策の充実															

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課
大柱一中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判定			
	043 働く人のメンタルヘルス相談の実施	かながわ労働センターにおいて、専門的なカウンセラー等による「働く人のメンタルヘルス相談」を実施します。	かながわ労働センターにおいて、専門的なカウンセラー等による「働く人のメンタルヘルス相談」を実施した。	働く人のメンタルヘルス相談としてかながわ労働センターにおいて毎月4回実施する。	○	年48回	年48回	年48回	年48回	100.0%	A	より多くの県民が相談できるよう、対面に限らずに非対面方式における相談環境整備も検討していく。	引き続き、かながわ労働センターにおいて、専門的なカウンセラー等による「働く人のメンタルヘルス相談」を実施する。	雇用労政課
(2) 地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備														
① 地域の相談機関におけるこころの健康問題に関する相談機能の充実及び地域保健、産業保健との連携強化														
	044 こころの電話相談	県民を対象に、こころの健康について悩みがある方の相談を受ける「こころの電話相談」をフリーダイヤルで実施します。	こころの電話相談 相談件数 8,371件	平成30年度から34年度の「こころの電話」相談件数 9,300件/年	○	相談件数 9,300件/年	9,284件	8,371件	9,300件	90.0%	B	こころの電話相談では、継続利用者も多いため、必要な方が利用できるように引き続き周知が必要。	こころの電話相談を引き続き実施する。また、相談員の技術向上のため、電話相談員研修会等を実施する。	精神保健福祉センター
	045 精神保健福祉普及相談事業	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等の精神疾患を抱える方への支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組めます。	(精神保健福祉相談) 平成30年度:相談15,379件、訪問指導4,198件(延件数) 令和元年度:相談15,963件、訪問指導4,218件(延件数) 令和2年度:相談17,655件、訪問指導3,663件(延件数) (その他) 集団指導、普及啓発活動の実施、及び地域連携のための地域精神保健福祉連絡協議会等を開催した。	相談の内容としては、精神疾患の治療の相談や、薬物、アディクション、自殺に関する相談等専門性の高い相談に対応している。								入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が病院訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引き続き充実させる必要がある。	引き続き、訪問指導の強化と精神科病院や地域の関係機関との連携強化を図る。	保健福祉事務所・センター
	046 特定相談(依存症電話相談、自死遺族相談、ピア電話相談)	アルコール等の依存症に関する電話相談、自死遺族からの電話相談、当事者が相談者となるピア電話相談を継続的に実施します。	依存症電話相談 祝日・年末年始を除く月曜日13:30～16:30 326件(稼働日数:47日) 自死遺族電話相談 祝日・年末年始を除く水・木曜日13:30～16:30 162件(稼働日数:100日) ピア電話相談 祝日・年末年始を除く金曜日13:30～16:30 185件(稼働日数:31日)	特定相談は、定期的に開設することで、相談者が安心して相談できる場(電話相談)を提供することを目標としているため、安定的な実施体制を目標とする。	○	依存症電話 相談 週1回	通年で週1回	1回	1回	100.0%	A	自死遺族電話相談及び依存症電話相談は、より専門的な相談員が限られている。そのため、不測の事態により対応相談員が不在になることで、安定して電話相談を開設できなくなる可能性もあることから、今後自死遺族電話相談や依存症電話相談に対応できる相談員の育成が課題となる。	引き続き、定期的に開設していく。	精神保健福祉センター
	047 アルコール依存症等対策の推進	アルコール関連問題についての講演会や研修会を実施します。依存症電話相談において、アルコール依存症本人及び家族等からの相談を受け、適切な治療や対応に関する情報提供や助言をすることにより、相談者の孤立を防ぐことに取り組めます。	アルコール健康相談研修 ※内部講師のため謝礼支払いなし 開催日:令和2年11月20日(金) 場所:精神保健福祉センター 受講者:23人	平成30年度から34年度の5年間でアルコール相談員研修受講者数 累計300人	○	5年間でアルコール相談員研修受講者数 累計300人	0人	115人	180人	63.9%	C	アルコール健康障害に関する相談は、本人や家族からの相談の他に、地域の支援者からの相談も少なくない。地域の支援者(地域包括や事業所等)へアルコール健康相談員としての研修を開催することで、アルコール健康問題についての知識や相談先についての普及啓発を行う必要がある。	精神保健福祉新設研修会、アルコール健康相談研修会を兼ねて行う。	精神保健福祉センター

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱一中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
	048 薬物乱用防止の推進	関係機関の職員が、薬物依存症についての知識を深めるとともに、地域での実践に生かすための研修を実施します。	新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での研修会の実施が困難であったため、不実施とした。オンラインによる研修開催の準備として教材の購入を進めた。	平成30年度から34年度の5年間で薬物業務相談員研修受講者数 累計700人	○	5年間で薬物業務相談員研修受講者数 累計700人	0人	260人	420人	61.9%	C	依存症に関しては、地域の支援体制が十分ではないため、県民の関心と理解をさらに深め、地域の支援体制を構築していく必要がある。新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での研修会の実施が難しいため、オンライン、リモート等による実施を検討する。	精神保健福祉センター	
	049 職域研修会の実施【再掲】	各地域の労働基準監督署との連携を強化し、企業の人事管理担当者や健康管理センターの担当者を対象とした研修会を実施します。	【精神保健福祉センター】県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、メンタルヘルスの知識についての普及啓発を行った。また、県所管域の職域研修会の開催状況の取りまとめを行った。 【保健福祉事務所・センター】県内の各地域において、働く人のメンタルヘルスの向上にかかわる研修会を実施した。 ・平塚保健福祉事務所管内：1回33名参加 ・鎌倉保健福祉事務所及び三崎センター管内：1回28名参加	県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人のメンタルヘルスの知識についての普及啓発を図った。各地域の労働基準監督署との連携により、県内の各地域において職域研修会が開催され、働く人のメンタルヘルスの向上が図られた。ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施を見送った研修会があったため、オンライン等の研修の開催方法を検討する必要がある。								職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、事業所の人事管理担当者等産業保健関係職員に対して、知識を普及していく必要がある。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター	
② 高齢者、女性、生活困窮者、性的マイノリティ等、様々な対象、課題に対する相談支援体制の連携強化														
	050 「かながわ認知症コールセンター」の運営	認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みといった、認知症全般に関する相談を電話で受け、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実します。	「かながわ認知症コールセンター」を年間155日開設し、認知症の人やその家族等からの電話相談を年間1,032件受け付け、介護の悩み等認知症全般に対する相談を行った。	「かながわ認知症コールセンター」で開設日(週3回)は休むことなく相談業務を行う。	○	毎年度約150日	148日	155日	155日	100.0%	A	コールセンターへの相談件数は年々増加傾向にあり、今後もコールセンターを適切に運営し、積極的に広報・周知を行うことで、必要とする人がサービスを利用できるよう、相談体制の充実を図る必要がある。	・ホームページやリーフレット等を活用し、コールセンターの広報・周知を図る。また、コールセンターを週3回開設し、認知症の人やその家族等に対する電話相談を着実に実施する。	高齢福祉課
	051 老人クラブによる友愛訪問	老人クラブが中心となって、会員や民生委員・児童委員、ボランティア等からなる「友愛チーム」をつくり、一人暮らしの高齢者などの世帯等を訪問し、相談相手や話相手になったり、簡単な家事の手伝い等を行う友愛訪問活動を実施します。また、県は、市町村老人クラブが行う友愛訪問活動に対し支援します。	・440の友愛チームが活動を実施した。	老人クラブによる友愛訪問におけるチーム数の確保	○	毎年度441チーム	441チーム	440チーム	441チーム	99.8%	B	・老人クラブ会員数と加入クラブ数が、年々減少傾向にある。	・友愛チーム数の維持を図るため、会員数の減少を抑えるための活性化方策の検討が引き続き必要。	高齢福祉課
	052 女性電話相談室	日常生活を送るうえで起こる様々な問題に向き合わせる得ない女性自身やその家族等のための電話相談を行います。	・夫婦間、親族間のトラブルや、本人または家族の病气など、女性からの様々な相談を受け付け、必要に応じて各専門窓口の案内などを行った。	女性からの様々な相談を受け付けることで、誰でも相談しやすい電話相談窓口として一定の成果をあげることができた。								悩みを抱えている女性自身やその家族、地域社会等のためにも、解決糸口として、誰でも相談しやすい相談窓口が必要。	引き続き、日常生活を送るうえで起こる様々な問題に向き合わせる得ない女性自身やその家族等のための電話相談を行う。	女性相談所

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課						
大柱一中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定					
	053 性的マイノリティの子どもに理解のある支援者育成事業		<p>【共生推進本部室】 NPO団体と覚書を締結し、課題解決のために連携・協働して「性的マイノリティに理解のある支援者育成事業」に関連し、NPOと協働してチラシ配架等を行った。</p> <p>【青少年課】 令和元年度に本事業は終了。令和2年度は新型コロナウイルス禍の影響で、会議等の開催を見送ったため、NPOと協同した講師依頼等は見送った。</p> <p>【雇用労政課】 基金事業は、令和元年度をもって終了している。令和2年度については、基金事業で実施していた就労相談と同様の相談である。</p>									<p>【共生推進本部室】 新型コロナウイルス感染症のため実施できなかったが、県主催イベントの中でチラシを配布すればより効果があったと思われる。情報連携をより綿密にする必要がある。</p> <p>【青少年課】 一 【雇用労政課】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言の影響で、4・5月は相談実施が中止となったほか、就職相談のLGBTの若者を対象とした枠にまだ空きがある状況であるため。実施率:30.0% (設置枠数:10枠、相談実績:3枠)</p> <p>【がん・疾病対策課】 性的マイノリティに関する普及啓発を実施することができた。</p>	<p>【共生推進本部室】 新型コロナウイルス感染症のため実施できなかったが、県主催イベントの中でチラシを配布すればより効果があったと思われる。情報連携をより綿密にする必要がある。</p> <p>【雇用労政課】 事業見直しにより、令和2年度をもって本事業を休止した。</p> <p>【がん・疾病対策課】 協定を結んでいない関係においても、普及啓発への協力など可能な限り協力をして</p>	共生推進本部室 青少年課 雇用労政課 がん・疾病対策課					
	054 性的マイノリティ(LGBT等)交流相談・研修事業	性的マイノリティ(LGBT等)の当事者の交流事業や相談事業を実施するとともに、企業担当者や、児童養護施設職員等を対象とした研修事業を実施します。	<p>・10～20代の性的マイノリティ(LGBT等)の当事者の交流会は18回を予定し、4回実施した。実施できなかった14回については、12回が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2回が参加者が集まらなかったため中止とした。</p> <p>・性的マイノリティ当事者及びその家族、支援機関の依頼に応じた専門相談員の派遣を15件実施した。</p> <p>(新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、4月～6月は予約受付を停止。)</p> <p>・児童養護施設職員向け研修を1回実施した。企業担当者向け研修および講師派遣事業は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。</p>	毎年度、性的マイノリティ(LGBT等)交流相談・研修事業として次のような目安で実施。 ア 交流会 3会場計33回 イ 派遣相談事業 36件 ウ 企業向け研修 2回80人 エ 児童福祉施設職員向け研修 4回計160人			交流会 3会場計33回	33回	4回	33回	12.1%	E	各種研修について、関係各所と連携しながら広報等を工夫し、多くの参加を呼び掛ける必要がある。 新型コロナウイルス感染症対策を講じながらも実施できるような工夫を施す。	市や関係機関と連携し、広く周知するように努める。 新型コロナウイルス感染症拡大状況を踏まえながら実施の可否を判断する。また、感染対策を考慮した会場選び等を心掛け実施の可能性を広げる工夫をする。	共生推進本部室				

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

構成施策事業			進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱一中柱 一項目	施策名	内容	実績	項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
	055 生活困窮者自立促進支援事業	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対し、地域の社会福祉法人等が有する困窮者支援の専門性やネットワークを活用した自立相談支援を実施し、生活困窮状態からの早期脱却と地域での自立の促進を図ります。	生活困窮者からの相談に対して、本人が抱える課題を把握し、生活の安定や就労促進などの自立に向けた相談支援を実施した。									新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、相談者が急増してあり、また、生活困窮者の課題も多岐にわたるため、支援員の資質の向上や他機関との連携を推進するなど、体制の強化を進めていく必要がある。	新型コロナウイルスの影響により、生活困窮者が増加することを踏まえ、引き続き関係機関と連携しながら支援を実施していく。	生活保護課
	056 ワンストップ支援推進事業	生活困窮者から寄せられた相談を受け止めるため、制度及び相談窓口のさらなる周知・充実強化や相談支援員の資質向上に取り組むことで、困窮者の目線に立った入口から出口までの寄り添った支援を推進します。	・制度周知用のチラシを25,000部、ポケットアイッシュを20,000部作成し、各市町村や関係機関に配布したほか、相談窓口案内用のカードを3,500枚作成し、町村の各窓口にて自立支援機関窓口の利用勧奨を促した。 ・生活困窮者自立支援制度に関する各種支援員向けの研修を、コロナ対策のため、リモートを活用し7回実施し、支援員の資質向上及び支援員同士のネットワークづくりに取り組んだ。	支援者向けの研修の継続的な実施により、生活困窮者自立相談支援員の資質の向上を図り、支援体制の充実強化を図ることで、生活困窮者の自立の促進に寄与する。	○		150人	88人	300人	29.3%	D	・支援を必要とする人が相談窓口につながるよう、引き続き制度の周知を行う必要がある。 ・コロナ禍における支援について取り入れる等、より支援員にとって必要なプログラムを取り入れる必要がある。また実施方法についても、コロナの状況を踏まえ、リモートを活用するなど、工夫する必要がある。	・制度周知用のチラシやポケットアイッシュなどを作成し、制度の周知を図る。 ・県内自立支援機関の相談支援員向けの研修をさらに充実させ、支援員の資質向上および支援員同士のネットワークづくりに取り組む。	生活保護課
	057 求職者に対する生活支援相談	シニア・ジョブスタイル・かながわにおいて、求職活動をしている方うち、生活資金に不安を感じている方を対象に、各種公的生活資金の貸付制度や公営住宅に関する情報提供等を実施します。	シニア・ジョブスタイル・かながわにおいて、求職活動をしている方うち、生活資金に不安を感じている方を対象に、各種公的生活資金の貸付制度や公営住宅に関する情報提供等を実施した。延べ利用者数：7人									シニア・ジョブスタイル・かながわにおいて、求職活動をしている方うち、生活資金に不安を感じている方を対象に、今後も引き続き事業を実施していく。	引き続き事業を実施予定。	雇用労政課
	058 かながわ子ども若者総合相談事業	電話、面接またはLINEにより困難を有する子ども、若者や関係者の悩みを聞き、必要に応じて適切な支援機関を紹介します。	子ども、若者育成支援推進法に基づく「かながわ子ども、若者総合相談センター（ひこきもり地域支援センター）」を運営し、延2,703件の電話・来所・LINE相談に対応した。 ※ 「かながわ子ども若者総合相談事業」は「ひこきもり等相談関係事業」に統合 ※ セミナーは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催とした。実績値は開催案内を送付した機関数を人数を記載。	・子ども・若者支援連携会議を開催し、国・県・市町村並びに関係団体の連携強化を図る。 ・国・県・市町村並びに関係団体の職員を対象として、現代の子ども、若者を取り巻く問題に焦点をあてたセミナーの開催により、情報を共有し、支援の強化と連携の推進を図る。	○	毎年度全体会議1回	1回	1回	1回	100.0%	A	市町村（横浜市・相模原市を除く）において、子ども、若者支援地域協議会の設置が進んでいるという事が課題となっている。	引き続き、神奈川県子ども、若者支援連携会議等を通じて、国・県・市町村並びに関係団体の連携強化を図る。	青少年センター
	059 精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、こころの病気等について電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組めます。	(精神保健福祉相談) 平成30年度：相談15,379件、訪問指導4,198件(延件数) 令和元年度：相談15,963件、訪問指導4,218件(延件数) 令和2年度：相談17,655件、訪問指導3,663件(延件数) (その他) 集団指導、普及啓発活動の実施、及び地域連携のための地域精神保健福祉連絡協議会等を開催した。									入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が病院訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引続き充実させる必要がある。	引き続き、訪問指導の強化と精神科病院や地域の関係機関との連携強化を図る。	保健福祉事務所・センター
③ 精神保健福祉ボランティア団体等県民による身近な地域の支えあいの活動推進												相談の内容としては、精神疾患の治療の相談や、薬物、アディクション、自殺に関する相談等専門性の高い相談に対応している。		

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度			
	060 ふれあい心の友訪 問援助事業	ひきこもり・不登校等の児童の社会適応を援助するため、児童の兄・姉に相当する世代を中心としたメンタルフレンドを、支援を要する児童の家庭に派遣し、児童との交流を図る取組みを進めます。	・メンタルフレンドの登録数 23名 ・メンタルフレンドの派遣回数 71回		○	毎年度メンタルフレンドを派遣する延べ回数86回	86回	71回	86回	82.6%	B	・メンタルフレンドの登録数及び派遣数は、昨年度に比べ増加しているが、引き続き、メンタルフレンドの事業の普及、広報について、継続して取り組む必要がある。 ・引き続き、児童相談所が適当と認めた子どもに対してメンタルフレンドを派遣し、子どもの健全育成を支援する。	子ども家庭課

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱一中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
(3) 学校におけるこころの健康づくり推進体制の強化														
① スクールカウンセラー等を活用した相談支援体制の強化														
	061 県立高等学校・県立中等教育学校へのスクールカウンセラー配置	臨床心理の専門家であるスクールカウンセラーの配置を拡充し、生徒等が十分カウンセリングを利用できるように取り組みます。	スクールカウンセラーを88人拠点校に、スーパーバイザーを1人教育局に配置した。 令和2年度の相談実績 合計18,921件 *生徒、保護者、教職員対象 主な相談内容として 長期欠席・不登校 3,607件、いじめ96件、発達障害1,129件などがある。 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、不安やストレス等を抱えた生徒のケア等に対応するため、スクールカウンセラーの勤務時間増を行った。	県立高等学校・県立中等教育学校へのスクールカウンセラー配置	○	令和4年度末までにスクールカウンセラー 120人配置	60人	88人	100人	70.0%	B	スクールカウンセラーの勤務が月2回程度の学校が多いため、継続的なカウンセリングに課題があるほか、カウンセリングを希望する生徒に対して適時に対応できていないため、更なる配置拡充が必要である。	4人を増員して92人を拠点校に配置し、相談支援体制の更なる充実に向けていく。	学校支援課
	062 県立高等学校へのスクールソーシャルワーカー配置	福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、より多くの学校が積極的に活用できるように取り組みます。	年間70回勤務、1日あたり7時間、30人のスクールソーシャルワーカーを拠点校に配置した。 *対応回数(延べ数) 令和2年度 5,084件	県立高等学校へのスクールソーシャルワーカー配置	○	スクールソーシャルワーカー 30人配置	20人	30人	30人	100.0%	A	貧困等により、子どもたちが置かれる環境が厳しくなっており、こうした状況を改善するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを継続的に配置し、学校が関係機関と連携して対応する必要性がある。	継続的な支援のため、引き続き30人を拠点校に配置する。	学校支援課
	063 県立高等学校へのスクールメンター配置	生徒の話を耳を傾けながら教職員と連携するスクールメンターの配置を拡充し、生徒一人ひとりに目の行き届いた支援の充実をめざします。	心理的ケアを必要とする生徒が多く在籍するなど、支援を必要としている県立高校20校を指定し、学校に「スクールメンター」を配置し、自殺予防を図ることを目的に、登下校指導や進路相談、校内巡回等を実施した。 *実施日数 46.6日(1校あたりの平均) *対応件数 2,291件	県立高等学校へのスクールメンター配置	○	毎年度スクールメンター30人配置	20人	20人	30人	66.7%	C	・勤務時間、日数が少ないことから、生徒と関わる機会に限られる。 ・報酬等の関係で人材確保が困難である。	引き続き県立高校20校を事業推進校に指定し、限られた時間の中で、より充実した支援が行えるよう、教職員とスクールメンターが連携を図り校内支援体制の充実に向けていく。	学校支援課
	064 県立高等学校・県立中等教育学校への自殺予防の啓発	県立学校の生徒指導担当者や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを対象に、自殺予防に対する意識啓発を図ります。	新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止 【当初計画】 教育現場において児童・生徒のメンタルヘルスに関連の深いスクールカウンセラー等に対して、児童虐待やいじめ、不登校など、教育現場における今日的な課題をテーマに設定し、研修会を実施する。 *開催予定回数 3回 *受講見込者数 270人(スクールカウンセラー-連絡協議会、特別支援学校生徒指導担当者会議、教育相談コーディネーター会議)	自殺予防啓発の会議への参加者数 累計1,400人(平成28～34年度)	○	累計1,400人(平成28～令和4年度)	160人	1,124人	950人	122.0%	A	教職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携し、児童・生徒に対して自殺予防に関する更なる啓発活動に取り組む必要がある。	教育現場において児童・生徒のメンタルヘルスに関連の深いスクールカウンセラー等に対して、自殺の現状や関係機関との連携等をテーマとして研修会を実施する。	学校支援課

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度			
	065 公立中学校へのスクールカウンセラー配置	小・中学校の児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期対応に向けて、心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図っています。 全公立中学校(政令指定都市を除く)にスクールカウンセラーを配置し、学区内の公立小学校へも対応しています。	1. 配置状況(政令市を除く) 全公立中学校及び県立中等教育学校に配置 スクールカウンセラーアドバイザーを4教育事務所及び横須賀市教育委員会に配置。 2. 令和2年度の相談実績 合計54,485件 *小学生、中学生、保護者、教職員対象 主な相談内容として 不登校18,618件、いじめ399件、虐待419件などがある。	スクールカウンセラー中学校 全校配置の現状を維持	○	県内中学校 への配置 100%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	A	これまでもスクールカウンセラーの資質向上には努めているが、今後も家庭や関係機関との連携等、スクールカウンセラーの効果的な活用について推進していく。 問題行動や不登校等の未然防止・早期発見・早期解決に向けた「チーム学校」としての取り組みを推進していくために、連絡協議会をスクールソーシャルワーカーと合同で実施するなど、学校の支援体制の更なる充実に向けていく。また、「スクールカウンセラー業務ガイドライン」を活用した研修や、スーパーバイザーやアドバイザー等の巡回相談等を引き続き実施していく。	子ども教育支援課

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課
大柱-中柱 -項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度			
	066 各教育事務所への スクールソーシャルワ ーカー配置	社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する、スクールソーシャルワーカーを教育分野に導入し、問題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築等、多様な支援方法を用いて、問題行動や自殺等の予防や早期解決に向けた対応を行うため、スクールソーシャルワーカーのさらなる配置拡充をめざします。	年間39回勤務に、1日あたり7時間、46名のスクールソーシャルワーカーを配置した。 (湘南三浦地区13名、県央地区16名、中地区9名、県西地区8名) また、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー2名を教育局に配置した。 学校や関係機関と連携して支援を行った。 ・相談件数(延べ数) R2年度 2,384件	各教育事務所へのスクール ソーシャルワーカー配置 54人 スクールソーシャルワーカー スーパーバイザー 2人	○	スクール ソーシャル ワーカー 54人	36人	46人	48人	83.3%	B	本県の問題行動等は依然として高い発生件数で推移しており、「子どもの貧困」問題への対応等、背景が複雑化・困難化するなど、改善に向けては多くの課題がある。こうした状況を改善するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを継続的に配置し、学校が関係機関と連携して対応する必要がある。	子ども教育支援課
② 地域の保健、医療、福祉等との連携強化													
	067 地域連携による高校 生のこころサポート事業	推進校に指定された学校の活動報告を、県立学校の生徒指導担当者を対象とする会議等において発表することで、関係機関と連携したケース会議や職員への啓発研修等の成果の県立学校への普及に取り組みます。	コロナ禍におけるストレス緩和や心理的ケアについての講演会や相談会を実施し教員の資質向上や生徒へのマネジメントにより、自殺防止を図った。 発達障害や特性を持つ生徒への理解を深めるとともに、様々な課題を抱える生徒への対応等の研修を実施した。また、生徒の情報共有を行う等により自殺防止を図った。 ・実施回数 29回 ・対象校数 6校	平成30年から令和4年までに、 事業の成果を発表する会議への 参加者数 累計約500人	○	5年間 で参加 者数500人	0人	329人	300人	109.7%	A	精神科医等による講演を行う際に、適任者の予定が過密で、依頼できないことがある。	学校支援課
③ 児童・生徒のメンタルヘルスの保持増進及び教職員のメンタルヘルス対策の推進													

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱一中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
	068 県内公立学校への 自殺予防の啓発	県内公立学校の学校保健関係教職員を対象 に研修を実施し、児童・生徒の自殺予防に対 する意識啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 学校保健安全法に基づき、学校において は、養護教諭その他の職員は、相互に連携 して、児童生徒等の心身の健康に関し、健 康相談、必要な保健指導、保護者への助言 を行っている。また、健康相談や保健指導 の際に、地域の医療その他の関係機関との連 携を図ることも大切であるとされており、養護 教諭に限定してきた研修(健康相談等研修 講座)の対象枠を平成29年度から拡大し た。 平成29年度に研修対象を拡大した結果、 定員58名のところ参加者57名であった。そ のうち、養護教諭以外の教職員が7名 (12%)、養護教諭の総括教諭が3名(5%) であった。 平成30年度に研修対象としたところ 参加者は63名であった。養護教諭以外の教 職員が12名(19%)、養護教諭の総括教諭 が7名(11.1%)であった。研修内容の充実 や周知の工夫を工夫し、養護教諭以外の参 加者及び養護教諭の総括教諭が2倍となっ た。 令和元年度は、定員90名程度としたところ 74名とさらに参加者が増えた。養護教諭以 外の教職員が8名(10.9%)、養護教諭の総 括教諭が7名(9.5%)であった。また、参加 者の要望に基づき、学校保健研修講座にお いても、「子どものSOSを見逃さないために できること」というテーマで児童相談所所員 に講演いただいた。学校保健研修講座の参 加者は149名であった。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため、書面開催となった。受講 希望者は、定員90名程度のところ79名で あった。養護教諭以外の管理職・教諭の受 講者は8名(10.1%)、総括養護教諭の受講 者は7名(8.9%)であった。また、学校保健 	令和4年度末までに、養護教 諭以外の参加者を総数の1/3 以上にする。 (定員58人のままであれば、 17人程度)	○	令和4年度末 までに 教諭以外の 参加者34%	12.0%	10.1%	24.0%	-15.8%	E	<ul style="list-style-type: none"> 教育や支援に携わる教職員 が共通した認識を持つこと で、実践の質が向上するた め、よりよい校内外の連携体 制を築く一助となるための研 修を運営する必要がある。 よりよい校内外の連携体制 を築くため、多くの職種の研 修参加者が増えていくことが 望ましいと考える。 参加者は年々増えている が、養護教諭以外の参加者 が一定数以上増えない現状 があるため、周知等を改めて 工夫していく必要があると考 える。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度末までに、養護 教諭以外の参加数を総数の 1/3以上にする。 (令和4年度末までに教諭以 外の参加者34%、定員58人の ままであれば、17人程度) 令和3年度より健康相談等 研修講座が総合教育セン ターへ事業移管されること に伴い、総合教育センターの基 本研修や自己研鑽研修等に 設定される予定であり、より多 くの職種の研修参加者が参 加しやすくなると思われる。 	保健体育課

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課		
大柱-中柱 -項目	施策名	内容		項目	計 画	独 自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)				進捗率or進 捗度	判 定
(4) 大規模災害時の被災者のこころのケアの推進															
① 大規模災害時に備え、被災地域の精神保健医療活動を適切に行う体制整備															
	069 災害派遣精神医療 チーム(DPAT)体制整備 事業	災害、犯罪被害、事故等の緊急時において、専門的なこころのケアに関わる対応が円滑に行われるよう、運営委員会の開催や研修会の実施により、体制を整備します。	ア 災害医療派遣チームの設置 登録医療機関21機関、登録行政機関4 機関、登録チーム数46チーム イ 運営委員会 委員数10名 ※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度の会議は中止 ウ チーム構成員研修 エ かながわDPAT研修 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止。 オ かながわDPAT技能維持研修 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止。 エ マニュアルの作成・改定 事案なし	平成34年度末までに、かなが わDPAT登録機関等の機関数 18機関	○		平成34年度 末までに18 機関	12機関	21機関	16機関	225.0%	A	・ チーム構成員の技能維持 ・ 登録機関の配置のバランス(地域的に偏在)	・ 災害派遣医療チームを増 やすため、引き続き研修を実施 する。 ・ 登録機関を対象とした技 能維持研修を継続する。 ・ 課題を認識する機会とし て、大規模地震時医療活動 訓練に参加する。 ※ 令和3年度以降は医療危 機対策本部室に事務移管	がん・疾病対策課 精神保健福祉センター
5 ICTの活用も含めた若年者への支援を進める															
(1) いじめを苦にした子どもの自殺予防															
① いじめの早期発見をする地域の体制整備															
	070 「人権・子どもホットラ イン」等による相談対応	いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的とした子ども専用の電話相談のほか、「子ども・家庭110番」、「児童相談所虐待対応ダイヤル」等で、育児不安の解消、虐待の早期発見、早期対応を図ります。	・「人権・子どもホットライン」(毎日9時～21時)相談受付件数 115件 ・子ども・家庭110番(毎日9時～20時)相談受付件数 2,051件 ・児童相談所虐待対応ダイヤル(24時間365日) 1,109件	「人権・子どもホットライン」等 による相談対応 子ども・家庭110番 人権・子どもホットライン 毎日9時～21時 児童相談所虐待対応ダイヤル 24時間365日	○		「人権・子ども ホットライ ン」等による 365日の相談 対応	365日	365日	365日	100.0%	A	・年度により相談件数の増減 はあるが、相談しやすい仕組 みのためには、複数の相談 窓口を設置することが必要で ある。	いじめや体罰、虐待等の人 権侵害から子どもを守るこ とを目的とした子ども専用 の電話相談「人権・子ども ホットライン」、「子ども・ 家庭110番」、「児童相談 所虐待対応ダイヤル」等 による電話相談を受け 付ける。	子ども家庭課
	071 いじめ・暴力行為問 題対策協議会	私立中学高等学校協会、私立小学校協会、私学保護者会連合会の役員を集めて協議をし、情報提供を行います。	令和2年12月に実施した。	私立中学高等学校協会等の 役員を招請し、年1回協議会を 開催	○		毎年度1回の 開催	1回	1回	1回	100.0%	A	主催者である私立中学高等 学校協会やその他の関係機 関と連携し、今後も円滑な情 報提供に努める。	引き続き情報提供を行う。	私学振興課
	072 いじめ問題対策研修 会	外部講師を招き、毎年研修内容を設定し、県内私立小・中・高等・中等教育・特別支援学校の教職員を対象に研修会を実施します。	令和2年12月に実施した。	県内私立小・中・高等学校の 教職員を対象に年1回研修を 実施	○		毎年度1回の 実施	1回	1回	1回	100.0%	A	新型コロナウイルス感染症の 状況に応じて、開催方法を工 夫するなど、検討に努める。	引き続き研修会を実施する。	私学振興課
	073 教育指導担当職員 による「いじめ」に関する 教育相談の実施	教育指導担当職員が電話(場合によっては直接)にて保護者、生徒等からの教育相談を実施します。	令和2年度は402件(うちいじめに関するものは15件)の教育相談を実施した。				当課に寄せられた相談に丁寧に対応することにより、重大な事態への発展を未然に防ぐことができていると考えられる。						教育指導担当職員間で相談 内容を共有し、引き続き、円 滑な対応が図られるよう努 める。	引き続き教育相談を実施す る。	私学振興課
② いじめに対する学校・教育委員会、家庭・地域の連携強化															

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

大柱一中柱 一項目	構成施策事業		実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課			
	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定		
	074	いじめ防止対策推進法の推進	いじめ防止等の取組みを推進するため、各学校におけるより効果的な研修等の実施や、関係機関や家庭・地域との連携の実現をめざします。	学校と外部の専門機関との連携を推進するため、学校に対して、効果的に連携できた具体例などを周知した。また、学校において組織的な対応を徹底するため、より実践的な教職員研修を推進するための研修資料を周知した。	令和4年度末までに、いじめ問題に係る点検項目のうち「家庭・地域との連携」4つの点検項目について「十分取り組み」と回答する学校を10%増やし70%とする。	○		令和4年度末までに70%	60.0%	60.3%	66.0%	5.0%	E	効果的に連携できた具体例については、事例をさらに蓄積していく必要がある。また、学校における実践的な教職員研修を推進するため、教職員の現状やニーズを把握し、研修内容を検討していく。	引き続き、学校と外部の専門機関との連携を推進するため、学校に対して、効果的に連携できた具体例などを周知する。また、学校における実践的な教職員研修を推進するため、教職員の現状やニーズを把握し、研修内容を検討していく。	学校支援課
③ いじめに対する相談支援体制の充実																
	075	24時間子どもSOSダイヤルの実施	いじめをはじめとして子どもの困りごとに対応するため専用の電話相談窓口を設け、24時間365日対応します。(夜間・休日・年末年始の相談は外部業者に委託)	いじめをはじめとした子どもに関する様々な困りごとや悩みについて、専用の電話相談窓口を24時間365日設置し、令和2年度の実績は、外部委託業者(ダイヤルサービス社)が1,002件の相談に対応した。また、総合教育センター職員が直接、対応したものと合計すると1,826件の相談があった。	いじめをはじめとした子どもの困りごと全般に、専用の電話相談窓口で24時間365日対応し、相談者の心の安定を図ることが目標。	○		専用の電話相談窓口で365日対応	365日	365日	365日	100.0%	A	相談者が「死にたい」と訴えるなど、命に関わる緊急性が高い相談への対応や、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う様々な困りごとや悩みに対応し、相談者の不安な気持ちに寄り添って、心の安定を図られていること。	専用の相談窓口で、いじめや不登校をはじめとした子どもの様々な困りごとや悩みに対応し、相談者の不安な気持ちに寄り添って、心の安定を図られていること。	総合教育センター
(2) 学校における相談支援の推進体制の強化																
① スクールカウンセラー等を活用した相談支援体制の強化																
	076	県立高等学校・県立中等教育学校へのスクールカウンセラー配置【再掲】	臨床心理の専門家であるスクールカウンセラーの配置を拡充し、生徒等が十分カウンセリングを利用できるように取り組みます。	スクールカウンセラーを88人拠点校に、スーパーバイザーを1人教育局に配置した。 令和2年度の相談実績 合計18,921件 *生徒、保護者、教職員対象 主な相談内容として 長期欠席・不登校3,607件、いじめ96件、発達障害1,129件などがある。 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、不安やストレス等を抱えた生徒のケア等に対応するため、スクールカウンセラーの勤務時間増を行った。	県立高等学校・県立中等教育学校へのスクールカウンセラー配置	○		令和4年度末までにスクールカウンセラー 120人配置	60人	88人	100人	70.0%	B	スクールカウンセラーの勤務が月2回程度の学校が多くあることから、継続的なカウンセリングに課題があるほか、カウンセリングを希望する生徒に対して適時に対応できていないため、更なる配置拡充が必要である。	4人を増員して92人を拠点校に配置し、相談支援体制の更なる充実が図られていること。	学校支援課
	077	県立高等学校へのスクールソーシャルワーカー配置【再掲】	福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、より多くの学校が積極的に活用できるように取り組みます。	年間70回勤務、1日あたり7時間、30人のスクールソーシャルワーカーを拠点校に配置した。 *対応回数(延べ数) 令和2年度5,084件	県立高等学校へのスクールソーシャルワーカー配置	○		スクールソーシャルワーカー 30人配置	20人	30人	30人	100.0%	A	貧困等により、子どもたちが置かれる環境が厳しくなっており、こうした状況を改善するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを継続的に配置し、学校が関係機関と連携して対応する必要がある。	継続的な支援のため、引き続き30人を拠点校に配置する。	学校支援課
	078	県立高等学校へのスクールメンター配置【再掲】	生徒の話に耳を傾けながら教職員と連携するスクールメンターの配置を拡充し、生徒一人ひとりに目の行き届いた支援の充実をめざします。	心理的ケアを必要とする生徒が多く在籍するなど、支援を必要としている県立高校20校を指定し、学校に「スクールメンター」を配置し、自殺予防を図ることを目的に、登下校指導や進路相談、校内巡回等を実施した。 *実施日数 46.6日(1校あたりの平均) *対応件数 2,291件	県立高等学校へのスクールメンター配置	○		毎年度スクールメンター30人配置	20人	20人	30人	66.7%	C	勤務時間、日数が少ないことから、生徒と関わる機会が限られる。 *報酬等の関係で人材確保が困難である。	引き続き県立高校20校を事業推進校に指定し、限られた時間の中で、より充実した支援が行えるよう、教職員とスクールメンターが連携を図り校内支援体制の充実が図られていること。	学校支援課

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱一中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
	079 県立高等学校・県立中等教育学校への自殺予防の啓発【再掲】	県立学校の生徒指導担当者や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを対象に、自殺予防に対する意識啓発を図ります。	新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止 【当初計画】 教育現場において児童・生徒のメンタルヘルスに関連の深いスクールカウンセラー等に対して、児童虐待やいじめ、不登校など、教育現場における今日的な課題をテーマに設定し、研修会を実施する。 ・開催予定回数 3回 ・受講見込者数 270人(スクールカウンセラー連絡協議会、特別支援学校生徒指導担当者会議、教育相談コーディネーター会議)	自殺予防啓発の会議への参加者数 累計1,400人(平成28～34年度)	○	累計1,400人(平成28～令和4年度)	160人	1,124人	950人	122.0%	A	教職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが連携し、児童・生徒に対して自殺予防に関する更なる啓発活動に取り組む必要がある。	教育現場において児童・生徒のメンタルヘルスに関連の深いスクールカウンセラー等に対して、自殺の現状や関係機関との連携等をテーマとして研修会を実施する。	学校支援課
	080 公立中学校へのスクールカウンセラー配置【再掲】	小・中学校の児童・生徒の問題行動等の未然防止や早期対応に向けて、心理の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図っています。 全公立中学校(政令指定都市を除く)にスクールカウンセラーを配置し、学区内の公立小学校へも対応しています。	1. 配置状況(政令市を除く) 全公立中学校及び県立中等教育学校に配置 スクールカウンセラーアドバイザーを4教育事務所及び権限委市教育委員会に配置。2. 令和2年度の相談実績 合計54,485件 *小学生、中学生、保護者、教職員対象主な相談内容として 不登校18,618件、いじめ399件、虐待419件などがある。	スクールカウンセラー中学校全校配置の現状を維持	○	県内中学校への配置100%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	A	これまでもスクールカウンセラーの資質向上には努めているが、今後も家庭や関係機関との連携等、スクールカウンセラーの効果的な活用について推進していく。	問題行動や不登校等の未然防止・早期発見・早期解決に向けた「チーム学校」としての取り組みを推進していくために、連絡協議会をスクールソーシャルワーカーと合同で実施するなど、学校の支援体制の更なる充実に向けて、また、「スクールカウンセラー業務ガイドライン」を活用した研修や、スーパーバイザーやアドバイザー等の巡回相談等を引き続き実施していく。	子ども教育支援課
	081 各教育事務所へのスクールソーシャルワーカー配置【再掲】	社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する、スクールソーシャルワーカーを教育分野に導入し、問題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築等、多様な支援方法を用いて、問題行動や自殺等の予防や早期解決に向けた対応を行うため、スクールソーシャルワーカーのさらなる配置拡充をめざします。	年間39回勤務に、1日あたり7時間、46名のスクールソーシャルワーカーを配置した。(湘南三浦地区13名、県央地区16名、中地区9名、県西地区8名) また、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー2名を教育局に配置した。スクールソーシャルワーカースーパーバイザー 2人	各教育事務所へのスクールソーシャルワーカー配置 スクールソーシャルワーカー54人 スクールソーシャルワーカースーパーバイザー 2人	○	スクールソーシャルワーカー 54人 スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー 2人	36人	46人	48人	83.3%	B	本県の問題行動等は依然として高い発生件数で推移しており、「子どもの貧困」問題への対応等、背景が複雑化・困難化するなど、改善に向けては多くの課題がある。こうした状況を改善するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを継続的に配置し、学校が関係機関と連携して対応する必要がある。	教育相談体制を整備するにあたり、より格差のない状態で安定的に全ての学校に効果を普及するため、広域的行政を担う県が主体的に行う必要がある。個別事案への直接対応を行うとともに、市町村への助言を行うなど、地域の実情に応じた役割を担う。問題行動や自殺等の予防や早期解決に向けた対応を行うため、スクールソーシャルワーカーのさらなる配置拡充をめざす。	子ども教育支援課
② 地域の保健、医療、福祉等の関係機関との連携強化														
	082 地域連携による高校生のこころサポート事業【再掲】	推進校に指定された学校の活動報告を、県立学校の生徒指導担当者を対象とする会議等において発表することで、関係機関と連携したケース会議や職員への啓発研修等の成果の県立学校への普及に取り組みます。	コロナ禍におけるストレス緩和や心理的ケアについての講演会や相談会を実施し教職員の資質向上や生徒へのメッセージにより、自殺防止を図った。 発達障害や特性を持つ生徒への理解を深めるとともに、様々な課題を抱える生徒への対応等の研修を実施した。また、生徒の情報共有を行う等により自殺防止を図った。 ・実施回数 29回 ・対象校数 6校	平成30年から34年までに、事業の成果を発表する会議への参加者数 累計約500人	○	5年間で参加者数500人	0人	329人	300人	109.7%	A	精神科医等による講演を行う際に、適任者の予定が過密で、依頼できないことがある。	不登校等の課題を抱える生徒への支援に実績のある精神科医やリソーススクール関係者を招き、高等学校の教職員等を対象にケース会議や研修会を行い、支援者の養成を行う。	学校支援課
③ 児童・生徒のメンタルヘルスの保持増進及び教職員のメンタルヘルス対策の推進														

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課
大柱一中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判定			
	083 県立学校における緊急時の児童・生徒の健康相談・保健指導の充実	緊急時の県立学校における取組みや、教育実践を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健安全法に基づき、学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、校内外の連携体制を築き、健康相談、必要な保健指導、保護者への助言を行う。また、児童生徒等の安全の確保を図るため、危険等発生時は、各校の危険等発生時対処要領に沿って、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行う。 ・令和2年度は「高等学校版の学校における防災教育指導資料」の改訂年度であり、「心のケア」に関する健康観察や学校における支援についての記載を盛り込んだ。 ・各校における取組や教育実践を支援した。 									<p>学校保健安全法に基づき行われる各校における健康相談、保健指導のため、各校より相談等があれば適宜助言等を行った。</p> <p>危険等発生時は、特に緊急支援を要し、支援に携わる教職員が共通した認識を持ち、より迅速に校内外の連携体制を築き、児童生徒等の安全の確保を図りつつ、支援を行う必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各校における取組や教育実践の支援を継続していく。 	保健体育課
(3) SOSの出し方に関する教育の推進														
① 教職員に対する普及啓発及び研修の実施														
	084 自殺対策に関する出前講座【再掲】	県は、関係機関との連携を強化し、小学校、中学校、高等学校等において、教職員や児童等を対象とした、「出前講座」の拡充を図っていきます。	<p>実施回数13回、参加者数508人。内訳は小学校5回、中学校4回、高等学校3回、支援学校1回。</p> <p>※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申し込みのあった内1回中止</p>	平成30年度から34年度の5年間で、累計60箇所が出前講座実施。	○	5年間の開催箇所累計60箇所	0箇所	42箇所	36箇所	116.7%	A	<p>教職員が、日々接する児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、人材養成に取り組む必要がある。また、教職員が自殺対策やストレス対処法についての知識をさらに深めることが必要である。</p>	<p>教職員が児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、今後も自殺対策に関する出前講座を開催していく。</p>	精神保健福祉センター
	085 教職員向け研修会への講師派遣【再掲】	教職員向け研修会に対して、「出前講座」の講師を派遣することにより、児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応することができる教職員の育成に取り組めます。	<p>実施回数13回、参加者数508人。内訳は小学校5回、中学校4回、高等学校3回、支援学校1回。</p> <p>※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申し込みのあった内1回中止</p>									<p>教職員が、日々接する児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、人材養成に取り組む必要がある。また、教職員が自殺対策やストレス対処法についての知識をさらに深めることが必要である。</p>	<p>教職員が児童・生徒のこころの不調に気づき、適切に対応できるようになるために、今後も自殺対策に関する出前講座を開催していく。</p>	精神保健福祉センター

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱一中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
② 児童・生徒へのSOSの出し方に関する教育の実施														
	086 SOSの出し方に関する教育の実施	「いのちの授業」の取組みに位置づけたり、保健師、社会福祉士や民生委員等の地域の外部人材の活用を図ったりするなど、各学校の実情や児童生徒の発達段階に応じた、SOSの出し方に関する教育に取り組みます。 また、総合教育センターで実施している「24時間子どもSOSダイヤル」等の相談窓口について学校への周知を図ります。	・全県指導主事会議での情報提供を行った。 ・自殺対策出前講座を活用した研修会を実施した。 ・県立高等学校及び県立中等教育学校の管理職等を対象とした教育課程説明会において、SOSの出し方に関する教育の取組について情報提供を行った。			各年度、全県指導主事会議1回開催	1回	1回	1回	100.0%	A	・SOSの出し方教育を推進するにあたり、SOSを受けとめる側の教育を進めなくてはならない。 また、保健師、社会福祉士や民生委員等の地域の外部人材の活用を図る前に、お互いの役割を理解し、情報を交換することが必要。 ・各学校の実情や児童生徒の発達段階に応じた、SOSの出し方に関する教育について、より一層の充実を図っていく。	・コロナ禍において、いじめ、偏見、差別等により、助けを求める児童・生徒が増えることが予想される。SOSの出し方を周知する機会を増やすと同時に、児童・生徒の心のケアや環境の改善に向けたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる支援の促進を図る。 また、保健師、社会福祉士や民生委員等の地域の外部人材を知ること、お互いに情報共有や協議をする場を設けることなどを検討していく。 ・県教育委員会として各校の取組状況を把握するとともに、授業に活用できる指導資料の作成について、高校教育課だけでなく関係各課と協力して作成を検討していくこととした。	子ども教育支援課 高校教育課
						各年度、県立高等学校及び中等教育学校の管理職を対象とした教育課程説明会年3回開催	3回	3回	3回	100.0%	A			
④ 子どもに関わる相談支援体制の充実														
① 子どもに関わる相談窓口の整備														
	087 「子ども・家庭110番」「児童相談所全国共通ダイヤル」の設置	子どもや家庭について電話相談を受け付けるとともに、児童虐待相談(通告)を24時間365日いつでも対応できるようにすることで、育児不安の解消、虐待の早期発見、早期対応を図ります。	・子ども家庭110番(毎日9時～20時)相談受付件数 2,051件 ・児童相談所虐待対応ダイヤル(24時間365日) 1,109件			電話相談対応365日	365日	365日	365日	100.0%	A	・年度により相談件数の増減はあるが、相談しやすい仕組みのためには、複数の相談窓口を設置することが必要である。	・子どもや家庭について電話相談を受け付けるとともに、児童虐待相談(通告)を24時間365日受け付ける。	子ども家庭課
	088 「人権・子どもホットライン」の設置	いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的に、子ども専用の電話相談を受け付けます。	・「人権・子どもホットライン」(毎日9時～21時)相談受付件数 115件			電話相談対応365日	365日	365日	365日	100.0%	A	・年度により相談件数の増減はあるが、相談しやすい仕組みのためには、複数の相談窓口を設置することが必要である。	・いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的とした子ども専用の電話相談を受け付ける。	子ども家庭課
	089 支援を要する児童へのメンタルフレンドの派遣	ひきこもり・不登校等の児童の社会適応を援助するため、児童の兄・姉世代に相当する世代を中心としたメンタルフレンドを、支援を要する児童の家庭に派遣し、児童との交流を図る取組みを進めます。	・メンタルフレンド登録数 23名 ・メンタルフレンドの派遣回数 71回			毎年度、メンタルフレンドを派遣する延べ回数 86回	86回	71回	86回	82.6%	B	・メンタルフレンドの登録数及び派遣数は、昨年度に比べ増加しているが、引き続き、メンタルフレンドの事業の普及、広報について、継続して取り組む必要がある。	・引き続き、児童相談所が適当と認めた子どもに対してメンタルフレンドを派遣し、子どもの健全育成を支援する。	子ども家庭課
② 生活困窮者等の子どもへの支援														

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱一中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
	090 子どもの健全育成プログラム	生活保護のケースワーカー等を対象とした、生活保護世帯等の子どもへ支援を行うための手順や留意点及び関連する情報を集めた、子どもの健全育成プログラム(支援の手引き)を策定し、定期的に見直しを行います。	関係部局の協力を得てプログラムの修正・改善を行い、最新情報が掲載されるよう改定版の作成を行った。令和2年度10月版を策定し、県内福祉事務所、関係機関等へ配布した。		○	改定版を年1回発行	1回	1回	1回	100.0%	A	子育て支援、進学に伴う制度は年々複雑化してきている。最新の情報をどのように発信していくか検討が必要である。また、子どもの支援は効果を数値化することが難しく、成果を示しにくいといった課題がある。	引き続き、プログラムの改定を行うとともに、ホームページへの掲載方法など、情報発信について検討を行い、改善を図る。子どもが将来に夢や希望を持てるよう、進学や就職について、関係各局と情報を共有を図り、最新の情報を発信できるよう取り組んでいく。	生活支援課
	091 子ども・青少年の居場所づくり推進事業	食事提供等が可能な居場所づくりのモデル的な取組みを進めるとも、その成果を広く普及し、市町村や民間団体等による新たな取組みを促進します。	居場所づくりの全体的な展開を促進するため、3部構成からなる「子ども・若者の居場所づくりガイド」を県のホームページに掲載し、周知を行った。(H28:導入編 H29:対話編 H30:つながり編)		○	市内2箇所 フォーラムの開催	2箇所 1回	/	/	/	/	(平成30年度末で事業終了)	居場所づくりの全体的な展開を促進するため、「子ども・若者の居場所づくりガイド」を県のホームページを活用し、周知していく。	青少年課
③ 子どもに関わる相談支援体制の充実														
	092 被虐待児へのこころのケア	虐待を受けた児童に対し、児童心理司や心理担当職員による継続したこころのケアを図ります。	虐待を受けた児童に対し、児童心理司や心理担当職員による継続した面接等により、こころのケアを行った。			/	/	/	/	/	/	・児童虐待を受けた子どもに対して、その年齢や発達に応じて面接等を行い、一定の心のケアを行うことができた。	・児童虐待の相談受付件数は年々増加しており、引き続き丁寧な心のケアを行う必要がある。	子ども家庭課
	093 かながわ子ども若者総合相談事業【再掲】	電話、面接またはLINEにより困難を有する子ども、若者や関係者の悩みを聞き、必要に応じて適切な支援機関を紹介しします。	子ども・若者育成支援推進法に基づく「かながわ子ども・若者総合相談センター(ひきこもり地域支援センター)」を運営し、延2,703件の電話・来所・LINE相談に対応した。 ※ 「かながわ子ども若者総合相談事業」は「ひきこもり等相談関係事業」に統合 ※ セミナーは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催とした。実績値は開催案内を送付した機関数を人数を記載。		○	毎年度全体会議1回 毎年度ブロック会議5回 毎年度セミナー受講者70人	1回 5回 70人	1回 5回 208人	1回 5回 70人	100.0% 100.0% 297.1%	A A A	市町村(横浜・相模原市を除く)において、子ども・若者支援地域協議会の設置が進んでいない事が課題となっている。	引き続き、神奈川県子ども・若者支援連携会議等を通じて、国・県・市町村並びに関係団体の連携強化を図る。	青少年センター

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

大柱一中柱 一項目	構成施策事業		実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課				
	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定			
(5) 若者への支援の充実																	
① 若者への相談支援体制の充実																	
	094 ころの電話相談【再掲】	県民を対象に、ころの健康について悩みがある方の相談を受ける「ころの電話相談」をフリーダイヤルで実施します。	ころの電話相談 相談件数 8,371件			平成30年度から34年度の「ころの電話」相談件数 9,300件/年	○		相談件数 9,300件/年	9,284件	8,371件	9,300件	90.0%	B	ころの電話相談では、継続利用者が多いため、必要な方が利用できるように引き続き周知が必要。	ころの電話相談を引き続き実施する。また、相談員の技術向上のため、電話相談員研修会等を実施する。	精神保健福祉センター
	095 ストレスチェックホームページ・アプリ「ころナビかながわ」の運営【再掲】	気軽にストレスチェックができるホームページ、スマートフォンアプリの普及を促進し、若者が相談支援窓口の情報を得られるように取り組みます。	バス、鉄道路線及び大型商業施設でのデジタルサイネージ、県内学生ポータルサイト及びCME-BYOカルデア等でアプリの周知を行った結果、令和元年度は総アクセス件数が168,367件であった。			アクセス数累計 300,000件(平成28～34年度)	○		300,000件	78,000件	380,224件	214,000件	222.2%	A	令和2年は自殺者が増加している現状を踏まえ、本アプリをより多くの方に利用してもらうため、特に若年層の目に留まりやすい広告媒体を利用し、アプリの周知を実施する必要がある。	学生等の若年層が利用する機会が多い鉄道路線等、周知CMを放映する場所を再検討し、より多くの方に対してアプリの周知を実施する。	がん・疾病対策課
	096 自殺対策強化月間におけるCM等の配信【再掲】	自殺予防週間や自殺対策強化月間において、若年者の関心がある映画の上映時に、自殺対策関連のCMを配信する等、若年層が相談窓口等をより利用しやすいよう、取り組みを進めます。	「ころナビ かながわ」の周知CMを3月に綾瀬、藤沢・平塚・厚木、茅ヶ崎営業所管内で、計190台のバス車内デジタルサイネージ広告にて放映した。みなとみらい線駅内、横浜市営地下鉄内車内ディスプレイ及びそごう横浜店前の大型ビジョンにおいても周知CMの放映を実施した。			県民の自殺対策の重要性に対する関心と理解を深めることを目的として、平成30年度から34年度間で、県内の路線バス累計650台において、自殺対策関連CMを配信する。	○		5年間で650台のバス広告掲出	0台	560台	390台	143.6%	A	若年層の自殺が増加している現状を踏まえターゲット別に絞った周知を時期や内容をしっかりと見極めて実施する必要がある。	既存の広報用媒体の見直しを進め、学生等の若年層が多く利用する鉄道路線での周知CMの広告を検討する。	がん・疾病対策課
② ICTを活用した若者への支援体制の充実																	
	097 ストレスチェックホームページ・アプリ「ころナビかながわ」の運営【再掲】	気軽にストレスチェックができるホームページ、スマートフォンアプリの普及を促進し、若者が相談支援窓口の情報を得られるように取り組みます。	バス、鉄道路線及び大型商業施設でのデジタルサイネージ、県内学生ポータルサイト及びCME-BYOカルデア等でアプリの周知を行った結果、令和元年度は総アクセス件数が168,367件であった。			アクセス数累計 300,000件(平成28～34年度)	○		300,000件	78,000件	380,224件	214,000件	222.2%	A	令和2年は自殺者が増加している現状を踏まえ、本アプリをより多くの方に利用してもらうため、特に若年層の目に留まりやすい広告媒体を利用し、アプリの周知を実施する必要がある。	学生等の若年層が利用する機会が多い鉄道路線等、周知CMを放映する場所を再検討し、より多くの方に対してアプリの周知を実施する。	がん・疾病対策課
	098 ICTを活用した若者支援の充実	若者が相談しやすい体制を図るため、ICTを活用した相談支援について研究し、体制づくりを進めます。	令和2年9月1日から令和3年3月31日まで、Twitterにて「死にたい」「つらい」等の投稿をしたユーザーに対して、県相談窓口を記載したTwitter広告を表示させ、相談窓口への架電が797回、LINE相談への移行が304回あった。			自殺者数の目立った減少が見られない若者への相談支援体制の充実を目的に、各年度SNSを活用し、県電話相談窓口口に30件以上の相談誘導を行う。	○		SNSを活用し県電話相談窓口口に30件以上の相談誘導	3件	797件	30件	2656.7%	A	若年層の利用を促進するため、効果的な広報を実施し、相談窓口の普及啓発を実施する必要がある。	引き続き、年間を通じてTwitter広告を実施するとともに、多くの若年層の利用が見込まれる鉄道等の交通機関において、周知CM等を放映し、普及啓発に努める。	がん・疾病対策課
③ 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進																	
	099 大学生向けゲートキーパー養成研修の実施【再掲】	県内大学等との連携を強化し、学生や教職員に対して、自分や身近な友人、家族等のころの不調に気づき、適切に対応をすることができるようにゲートキーパー養成研修を実施します。	大学生を対象に研修を行い、ころの健康についての理解を深め、身近な人のころの健康保持や必要な支援を行うことができるよう、ゲートキーパーとしての養成を行った。 開催回数 2回 ・研修対象 国際医療福祉大学 小田原保健医療学部(看護学部1年及び県立保健福祉大学保健福祉学部3年生) ・養成者数 141人			県内の大学2校以上において、大学生向けのゲートキーパー養成研修を実施する。	○		毎年度県内大学2校以上においてゲートキーパー養成研修を実施	1校	1校	2校	50.0%	C	大学生へのゲートキーパー養成研修として、効果的な研修を行うことや、今後は、研修の実施先の新たな開拓が求められる。	コロナ禍の影響も踏まえ、実施方法を検討していく。	精神保健福祉センター

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱一中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
④ ひきこもり対策の推進														
	100 かながわ子ども若者総合相談事業【再掲】	電話、面接またはLINEにより困難を有する子ども、若者や関係者の悩みを聞き、必要に応じて適切な支援機関を紹介します。	子ども・若者育成支援推進法に基づく「かながわ子ども・若者総合相談センター(ひきこもり地域支援センター)」を運営し、延2,703件の電話・来所・LINE相談に対応した。 ※ 「かながわ子ども若者総合相談事業」は「ひきこもり等相談関係事業」に統合 ※ セミナーは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催とした。実績値は開催案内を送付した機関数を人数を記載。	子ども・若者支援連携会議を開催し、国・県・市町村並びに関係団体の連携強化を図る。 ・国・県・市町村並びに関係団体の職員を対象として、現代の子ども・若者を取り巻く問題に焦点をあてたセミナーの開催により、情報を共有し、支援の強化と連携の推進を図る。	○	毎年度全体会議1回	1回	1回	1回	100.0%	A	市町村(横浜市・相模原市を除く)において、子ども・若者支援地域協議会の設置が進んでいない事が課題となっている。	青少年センター	
						毎年度ブロック会議5回	5回	5回	5回	100.0%	A			
						毎年度セミナー受講者70人	70人	208人	70人	297.1%	A			
	101 精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、こころの病気等について電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組めます。	(精神保健福祉相談) 平成30年度:相談15,379件、訪問指導4,198件(延件数) 令和元年度:相談15,963件、訪問指導4,218件(延件数) 令和2年度:相談17,655件、訪問指導3,663件(延件数) (その他) 集団指導、普及啓発活動の実施、及び地域連携のための地域精神保健福祉連絡協議会等を開催した。	相談の内容としては、精神疾患の治療の相談や、薬物、アディクション、自殺に関する相談等専門性の高い相談に対応している。							入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が訪問訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引続き充実させる必要がある。	保健福祉事務所・センター		
⑤ 若年無業者等職業支援														
	102 かながわ若者就職支援センターでの支援	かながわ若者就職支援センターにおいて、国と連携し、キャリアカウンセリングや就職情報の提供等を実施し、若年者の就職活動を支援します。	かながわ若者就職支援センターでのキャリアカウンセリングや県域での地域出張相談のほか、新型コロナウイルスの影響を受け、電話やWEBキャリアカウンセリングを開始し、各種セミナーをオンラインで実施するなど、利用者の利便性に配慮した。 一方、新型コロナウイルスの影響により、1回目の緊急事態宣言発令中は至急の相談を除き、来所での施設利用を制限し、グループワーク等も中止した。緊急事態宣言解除後も、外出自粛の影響が大きく、施設利用者、カウンセリング利用者ともに前年を下回った。 「かながわ若者就職支援センター」でキャリアカウンセリングを利用した者の就職等進路決定者は、令和2年度562人となった。	「かながわ若者就職支援センター」でキャリアカウンセリングを利用した者の就職等進路決定率	○	平成34年度までに55%以上の利用者が就職等進路決定	35.0%	46.1%	48.0%	85.4%	B	リーマンショック時と比べ、雇用調整助成金の活用等により、雇用情勢の悪化は緩やかであるが、雇用調整助成金の特別措置の終了に伴い、急激に悪化する可能性がある。また、若年者に対する施設の認知度が低いことから、WEB回っているグループワークの配布により施設案内を行い、かながわ若者就職支援センターを広く周知するとともに来所を促す必要がある。	令和2年度に引き続き、電話やWEBキャリアカウンセリングの実施や、窓口の相談体制や合同就職面接会等へのカウンセラー派遣回数を実施する。また、定員を半数に制限し、参加希望者が定員を上回っているグループワークについては、令和3年度は月8回実施回数を増やすことで、相談機会の充実を図る。	雇用労政課
	103 かながわ若者サポートステーション事業	地域若者サポートステーションを設置・運営することにより、ニート等の若者の職業的自立に向けそれぞれの置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行います。	各種プログラム等を実施することにより、就職率が50.8%(就職者数119人/新規登録者数234人)となり、目標値の46.0%を達成した。なお、令和2年度から就職氷河期世代支援のため、対象年齢を40代までに拡大したが、集計上は令和元年度と同様30代までとしている。	地域若者サポートステーションを運営することにより、ニート等の若者の職業的自立に向けそれぞれの置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行う。	○	支援を受けた人の就職率を平成34年度までに50%とする	40%	50%	46%	166.7%	A	市町村や就労支援機関と連携し、広報を工夫するなどして、新規登録者を増やすとともに、支援対象者の職業的自立に向け、それぞれの置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行う必要がある。	青少年課	

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課				
大柱一中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定			
6 労働関係における自殺対策を進める																	
(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進																	
① 事業主によるメンタルヘルス対策の促進																	
	104	メンタルヘルス講演会の開催【再掲】	事業主自らが職場におけるメンタルヘルス対策を推進することの意義について理解を深めるため、経営層や人事労務担当者を対象に講演会を開催します。	講演会の実施予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しなかった。	メンタルヘルス講演会開催 1回	年	○	毎年度 1回開催	1回	0回	1回	0.0%	E	新型コロナウイルス感染症の流行に備えて、非対面方式における開催に向けた環境整備を検討していく。	講演会について引き続き実施できる形を検討していく。	雇用労政課	
	105	職場のハラスメント対策等【再掲】	職場におけるハラスメント対策として、毎年12月に「職場のハラスメント相談強化週間」を実施するほか、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行います。	職場におけるハラスメント対策として、毎年12月に「職場のハラスメント相談強化週間」を実施しているが、令和2年度は感染症対策のため実施しなかった。かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を行った。	職場のハラスメント対策として 中小企業労働改善訪問 370件/年 職場のハラスメント対策として 中小企業労務管理セミナー 年6回	年	○	中小企業労働改善訪問 370件/年 中小企業労務管理セミナー 年6回	370件	341件	370件	92.2%	B	労務管理に有用な情報を時宜に応じて使用者に提供する。新型コロナウイルス感染症の流行に備えて、対面に限らず非対面方式における普及啓発推進の環境整備も検討していく。	引き続き、かながわ労働センター職員による中小企業訪問等においてハラスメント対策やストレスチェックの実施等に関する普及啓発を実施していく。	雇用労政課	
② 中間管理職、監督者等のメンタルヘルス対策への理解の促進																	
	106	職域研修会の実施【再掲】	各地域の労働基準監督署と連携し、企業の人事管理担当者や健康管理センターの担当者を対象にした研修会を実施します。	【精神保健福祉センター】県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、メンタルヘルスの知識についての普及啓発を行った。また、県所管域の職域研修会の開催状況の取りまとめを行った。 【保健福祉事務所・センター】県内の各地域において、働く人のメンタルヘルスの向上にかかわる研修会を実施した。 ・平塚保健福祉事務所管内：1回33名参加 ・鎌倉保健福祉事務所及び三崎センター管内：1回28名参加										県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターの職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人のメンタルヘルスの知識についての普及啓発を図った。各地域の労働基準監督署との連携により、県内の各地域において職域研修会が開催され、働く人のメンタルヘルスの向上が図られた。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施を見送った研修会があったため、オンライン等の研修の開催方法を検討する必要がある。	職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、事業所の人事管理担当者等産業保健関係職員に対して、知識を普及していく必要がある。	引き続き、県所管域の保健所、保健福祉事務所・センターと連携し、職域研修会開催の際には、うつ病とアルコール健康障害等のリーフレットを配架し、働く人のメンタルヘルスの知識についての普及啓発を図る。	精神保健福祉センター 保健福祉事務所・センター
③ 労働者に対するメンタルヘルス対策の推進																	
	107	働く人のメンタルヘルス相談の実施【再掲】	かながわ労働センターにおいて、専門的なカウンセラー等による「働く人のメンタルヘルス相談」を実施します。	かながわ労働センターにおいて、専門的なカウンセラー等による「働く人のメンタルヘルス相談」を実施した。	働く人のメンタルヘルス相談として かながわ労働センターにおいて毎月4回実施する。	年	○	毎年度 48回	48回	89回	48回	185.4%	A	より多くの県民が相談できるよう、対面に限らずに非対面方式における相談環境整備も検討していく。	引き続き、かながわ労働センターにおいて、専門的なカウンセラー等による「働く人のメンタルヘルス相談」を実施する。	雇用労政課	
(2) 長時間労働の是正に向けた取組みの推進																	
① 長時間労働の是正に向けた企業等への普及啓発等																	
	108	経済団体への要請の実施	長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの実現に向け、関係機関と連携し、県内の経済団体に対して、職場環境の改善等を要請します。	長時間労働の是正に向けて、新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用機会の確保や、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、関係機関と連携し、県内の経済団体に対して、職場環境の改善等を要請した。	毎年度1回国と連携して労働環境の改善等について協力要請する。	年	○	毎年度1回	1回	1回	1回	100.0%	A	普及啓発推進の様々な方法を検討していく。	引き続き実施していく。	雇用労政課	

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課		
大柱-中柱-項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定	
	109 セミナー、講演会等の開催	企業の経営者、人事担当者、管理職等を対象にした、セミナーや講演会を開催し、長時間労働の是正等、働き方改革についての理解と意識改革を図ります。 また、労働時間に関する法令等を周知するため、かながわ労働センターにおいて、講座の開催や中小企業への訪問事業を行います。	新型コロナウイルス感染症の影響の中、実施可能な、企業の経営者や人事担当者向けにテレワークのセミナーをオンラインで実施し、働き方改革についての理解と意識改革を図った。 また、労働時間に関する法令等を周知するため、かながわ労働センターにおいて、講座の開催や中小企業への訪問事業を行った。		○	参加者数計 150人	150人	67人	150人	44.7%	D	新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、引き続き、テレワークのセミナーを開催し、長時間労働の是正等、働き方改革についての理解と意識改革を図る。 また、引き続き、労働時間に関する法令等を周知するため、かながわ労働センターにおいて、講座の開催や中小企業への訪問事業を行う。	雇用労政課		
	110 労働相談の実施	過重労働の解消等をめざし、かながわ労働センターが関係機関と連携して、労働時間等に関する労働者、経営者等からの労働相談に対応します。 また、過重労働の解消等に係る強化期間を設け、セミナーや街頭労働相談等を集中的に実施します。	過重労働の解消等をめざし、かながわ労働センターが関係機関と連携して、労働時間等に関する労働者、経営者等からの労働相談に対応した。	かながわ労働センター本所及び各支所において、一般労働相談(週5回)、を実施する。 本所において、日曜労働相談を実施する。 本所において、夜間労働相談(週1回)を実施する。 川崎支所において、夜間労働相談(月1回)を実施する。(6月から、来所予約制)※令和元年度実績から追加		○	週5回	週5回	週5回	週5回	100.0%	A	より多くの県民が相談できるよう、対面に限らずに非対面方式における相談環境整備も検討していく。	雇用労政課	
	111 違法な時間外労働が認められる企業情報の提供	県に寄せられる労働相談のうち、違法な時間外労働が認められる企業の情報を、指導監督権限を有する神奈川県労働局へ提供します。	提供事例無し									情報があった場合の適切な提供。	引き続き、情報があった場合には実施する。	雇用労政課	
(3) 労働環境の改善に向けた広報活動の推進															
① 労働者の心身の健康を守るための制度や施策等の知識の普及と啓発															
	112 啓発資料の作成、配布等	メンタルヘルス対策をはじめとして労働者の心身の健康を守るための法制度やルール、施策等について、使用者・労働者等に普及啓発するため、資料の作成や配布を行います。	「中小企業のためのパワーハラスメントマニュアル」を10,000部作成し、配布したほか、広報紙に掲載するなど普及啓発を行った。									取組みにより、労働環境の改善の強化・充実が図られた。(100%以上)	従来のような、セミナーや個別企業へのアドバイザー等における資料の直接手渡しだけに限らず、HP等様々なツールを使用した資料を活用していくこと。	引き続き、普及啓発のため、必要に応じて、資料の作成、配布を行っていく。	雇用労政課
7 うつ病対策を進める															
(1) うつ病の知識と理解を進めるための普及啓発活動の推進															
① 講演会やリーフレットの配布、広報媒体などの活用による普及啓発活動の推進															

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

大柱—中柱—項目	構成施策事業		実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課			
	施策名	内容		項目	計画	独自	目標(A)	計画当初時点(B)	直近値(C)	達成目安(D)				進捗率or進捗度	判定	
	113	うつ病講演会の開催	自殺対策強化月間等において、うつ病の正しい知識を深め、さらに再発予防について理解することを目的として、市町村等と連携し、県民を対象にしたうつ病に関する講演会を開催します。 新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止。 実施に向け、飛沫防止パネルを購入した。	平成30年度から34年度の5年間で講演会参加者数 累計500人	○		参加者数 累計500人	0人	287人	200人	143.5%	A	県民がうつ病に関する知識を深め、さらに再発予防について理解すること、適切な対処方法等について学ぶ機会が必要である。 新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮し、実施方法等について市町村等と十分検討して計画する。	自殺対策強化月間等において、うつ病に関する知識を深め、さらに再発予防について理解することを目的として、市町村等と連携し、県民を対象にしたうつ病に関する講演会を開催する。 新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮し、実施方法等について市町村等と十分検討して計画する。	精神保健福祉センター	
	114	精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等精神疾患を抱える方への支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組めます。 (精神保健福祉相談) 平成30年度:相談15,379件、訪問指導4,198件(延件数) 令和元年度:相談15,963件、訪問指導4,218件(延件数) 令和2年度:相談17,655件、訪問指導3,663件(延件数) (その他) 集団指導、普及啓発活動の実施、及び地域連携のための地域精神保健福祉連絡協議会等を開催した。	相談の内容としては、精神疾患の治療の相談や、薬物、アディクション、自殺に関する相談等専門性の高い相談に対応している。									入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が病院訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引続き充実させる必要がある。	引き続き、訪問指導の強化と精神科病院や地域の関係機関との連携強化を図る。	保健福祉事務所・センター	
(2) 精神科医療体制の充実																
① 地域の精神科医療機関を含めた保健、医療、福祉等のネットワーク体制の充実																
	115	精神科救急医療体制整備事業	精神症状が急激に悪化した方が、24時間365日、適切な精神科医療につながるよう精神科救急医療体制を整備します。 ・精神保健福祉法第22条～27条に基づく申請・通報件数は2,185件であり、うち1,277件が措置診療へつながった。 ・精神科救急医療相談窓口への相談件数は8,377件であり、うち473件において受診・入院のための医療機関を紹介した。 ・新型コロナウイルス感染症対策として「精神科に係る神奈川モデル」を整備し、精神科救急体制において発生した新型コロナウイルス感染症陽性患者等への対応を行った。	全県域に対応可能な身体合併症の受入体制を構築するため、精神科救急・身体合併症対応施設数について、平成29年度時点で6施設指定していたが、平成35年度までに新たに1施設指定し、合計7施設とする。(医療計画において平成35年度までの目標として設定)	○		横須賀・三浦地域を含む広域の身体合併症対応施設1施設を整備する。	6施設	6施設	6施設	100.0%	A	・依然として、横須賀・三浦地域を含む広域の身体合併症対応施設1施設を整備できていない。 ・精神科救急需要は増加しているにも関わらず、目によって病状が確保できなかつたりという状況がある。	・横須賀・三浦地域を含む広域の身体合併症対応施設1施設の整備に向け、調整を進めていく。	がん・疾病対策課	
	116	精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等精神疾患を抱える方への支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組めます。 (精神保健福祉相談) 平成30年度:相談15,379件、訪問指導4,198件(延件数) 令和元年度:相談15,963件、訪問指導4,218件(延件数) 令和2年度:相談17,655件、訪問指導3,663件(延件数) (その他) 集団指導、普及啓発活動の実施、及び地域連携のための地域精神保健福祉連絡協議会等を開催した。	相談の内容としては、精神疾患の治療の相談や、薬物、アディクション、自殺に関する相談等専門性の高い相談に対応している。									入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が病院訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引続き充実させる必要がある。	引き続き、訪問指導の強化と精神科病院や地域の関係機関との連携強化を図る。	保健福祉事務所・センター	
	117	県立精神医療センターにおけるストレスケア医療の提供	県立精神医療センターにおいて、難治性うつ病等に対する治療法(反復性経頭蓋磁気刺激法)の開発やうつ病等の精神疾患患者を対象としたストレスケア医療に取り組めます。 「県立精神医療センターにおけるストレスケア医療の提供」は、第三期中期計画で使用されていないことから、目標削除。	県立精神医療センターにおけるストレスケア医療の提供	○		うつ病等の精神疾患患者を対象としたストレスケア医療に取り組む。	93.9%								県立病院課
(3) かかりつけ医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上																

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

大柱—中柱—項目	構成施策事業		実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
	① かかりつけ医師等へのうつ病患者に対する適切な対応力向上研修の実施													
	118 ころといのちの地域医療支援事業【再掲】	内科等の身体科の医師が、うつ病についての知識や技術を習得する、対応力向上研修について、研修内容を精査し、うつ病対応力研修の充実に取り組みます。	・政令市を含む5会場で「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため開催中止となった。 ・当該研修の開催に際し、自殺の実態と自殺対策、うつ病と自殺の関係について、うつ病の基礎知識の講義及び事例検討を行う予定であった。	平成30年度から34年度の5年間で、かかりつけ医うつ病対応力向上研修受講修了者累計1,200人(政令市含む)	○	5年間の受講修了者累計1,200人(政令市含む)	0人	563人	720人	78.2%	B	・うつ病の患者は身体の不調から内科等の身体科を最初に受診することが多いため、かかりつけ医がうつ病の基礎知識を習得して適切な対応ができること、さらに精神科医との連携を推進し、うつ病を早期に発見し、早期に治療につなげていく必要がある。	・新型コロナウイルス感染症対策を講じて開催する。引き続き、4県市協調事業として進めていく	精神保健福祉センター
	(4) かかりつけ医師等と精神科医師との連携強化													
	① かかりつけ医師等がうつ病と診断した人を精神科医師につなぐ連携構築及び強化													
	119 ころといのちの地域医療支援事業【再掲】	内科等の身体科の医師が患者のころといのちの不調に気づき、適切に対応するために、うつ病についての知識や技術を修得する「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」のさらなる充実に取り組みます。	・政令市を含む5会場で「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため開催中止となった。 ・当該研修の開催に際し、自殺の実態と自殺対策、うつ病と自殺の関係について、うつ病の基礎知識の講義及び事例検討を行う予定であった。	平成30年度から34年度の5年間で、かかりつけ医うつ病対応力向上研修受講修了者累計1,200人(政令市含む)	○	5年間の受講修了者累計1,200人(政令市含む)	0人	563人	720人	78.2%	B	・うつ病の患者は身体の不調から内科等の身体科を最初に受診することが多いため、かかりつけ医がうつ病の基礎知識を習得して適切な対応ができること、さらに精神科医との連携を推進し、うつ病を早期に発見し、早期に治療につなげていく必要がある。	・新型コロナウイルス感染症対策を講じて開催する。引き続き、4県市協調事業として進めていく	精神保健福祉センター
	(5) 小児科・産婦人科医師と精神科医師との連携強化													
	① かかりつけの小児科・産婦人科医師と精神科医師との連携構築及び強化													
	120 ころといのちの地域医療支援事業【再掲】	小児科・産婦人科の医師が、妊産婦や乳幼児を養育する母親等のころといのちの不調に気づき、適切に対応するために、うつ病についての知識や技術を修得する、対応力向上研修の継続的な実施に取り組みます。	・政令市を含む5会場で「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため開催中止となった。 ・当該研修の開催に際し、自殺の実態と自殺対策、うつ病と自殺の関係について、うつ病の基礎知識の講義及び事例検討を行う予定であった。	平成30年度から34年度の5年間で、かかりつけ医うつ病対応力向上研修受講修了者累計1,200人(政令市含む)	○	5年間の受講修了者累計1,200人(政令市含む)	0人	563人	720人	78.2%	B	・うつ病の患者は身体の不調から内科等の身体科を最初に受診することが多いため、かかりつけ医がうつ病の基礎知識を習得して適切な対応ができること、さらに精神科医との連携を推進し、うつ病を早期に発見し、早期に治療につなげていく必要がある。	・新型コロナウイルス感染症対策を講じて開催する。引き続き、4県市協調事業として進めていく	精神保健福祉センター

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課					
大柱一中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定				
(6) 精神医療関係者への研修の充実																		
① 精神科看護職員に対する研修の実施																		
	121 精神科看護職員研修事業	県内の医療機関の精神科看護職員を対象として、うつ病等に対して有効な認知行動療法等に関する研修を実施し、専門性の向上に取り組みます。	<p>・県精神科病院協会主催の精神科看護職員研修に対して398千円の補助金を交付した。</p> <p>・当初の計画では新人看護職員向け研修会と中堅看護職員向け研修を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、一部中止及び実施規模を縮小し、新人看護職員向け研修会のみを実施し、参加者は46名だった。</p> <p>県内の精神科看護に従事する看護職員に対し、認知行動療法に対応できる看護職員を養成するための研修会を開催し、32年度までに、新人看護職員を累計1,035人養成する。(医療介護総合確保基金の計画において、平成32年度までの目標として設定)</p>			<p>県の精神科病院数69ヶ所。平成27～29年度の累計実績に、1病院あたり、新人看護職員を平均10人追加養成</p>	147人	273人	690人	23.2%	D	<p>・研修会参加者の満足度は高いものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、研修会が一部中止及び規模縮小となり、参加者が予定数を満たさなかった。</p> <p>・研修会について、引き続き補助金を行っていくとともに、補助団体である県精神科病院協会に対し、受講者の参加促進について働きかけていく。</p>	がん・疾病対策課					
					<p>県の精神科病院数69ヶ所。平成27～29年度の累計実績に、1病院あたり、中堅看護職員を平均15人追加養成</p>	145人	202人	1,035人	6.4%	E								
(7) うつ病の早期発見早期治療につなぐ体制整備																		
① 地域の相談機関等の訪問や住民検診、妊産婦検診、健康相談の機会の活用																		
	122 市町村が実施する妊産婦等への相談に対する支援	県では、市町村が実施する妊娠期からの切れ目ない支援体制の整備に向け、情報共有のための連絡調整会議、保健師等の研修会、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を実施し、市町村の取組みを支援します。	<p>【研修会】県内行政機関、医療機関等に従事する保健師、助産師、看護師等を対象とした研修を開催 開催回数:5回 参加人数82人</p> <p>【連絡調整会議】市町村が、地域毎の課題・現状に即して事業実施できるように、様々な機関の関係者が機能の連携・情報の共有を図る。 実施回数:健康増進課 2回 保福13回</p>			市町村が実施する妊産婦等への相談に対する支援の推進に一定の効果があったと考えられるため。					<p>地域毎の課題・現状に即して事業実施できるように、様々な機関の関係者が機能の連携・情報の共有を図る。</p> <p>新しい生活様式に合わせた研修方法の工夫や、市町村の体制整備に向け人材育成等の支援を継続して行っていく。</p>	健康増進課						
(8) うつ病セミナー・講演会等当事者支援の充実																		
① うつ病の家族や当事者を対象としたセミナー・講演会の開催																		
	123 うつ病講演会の開催【再掲】	自殺対策強化月間等において、うつ病の家族や当事者を対象に、うつ病の正しい知識を深め、さらに再発予防について理解することを目的として、市町村等と連携し、県民を対象にしたうつ病に関する講演会を開催します。	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止。</p> <p>実施に向け、飛沫防止パネルを購入した。</p>			平成30年度から34年度の5年間で講演会参加者数 累計500人					<p>参加者数 累計500人</p>	0人	287人	300人	95.7%	B	<p>県民がうつ病に関する知識を深め、さらに再発予防について理解すること、適切な対処方法等について学ぶ機会が必要である。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮し、実施方法等について市町村等と十分検討して計画する。</p> <p>自殺対策強化月間等において、うつ病に関する知識を深め、さらに再発予防について理解することを目的として、市町村等と連携し、県民を対象にしたうつ病に関する講演会を開催する。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮し、実施方法等について市町村等と十分検討して計画する。</p>	精神保健福祉センター

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課
大柱・中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判定			
	124 精神保健福祉普及 相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、うつ病の正しい知識を深め、さらに再発予防について理解することを目的として、うつ病に関する講演会や研修会を開催します。	(精神保健福祉相談) 平成30年度:相談15,379件、訪問指導4,198件(延件数) 令和元年度:相談15,963件、訪問指導4,218件(延件数) 令和2年度:相談17,655件、訪問指導3,663件(延件数) (その他) 集団指導、普及啓発活動の実施、及び地域連携のための地域精神保健福祉連絡協議会等を開催した。									入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が病院訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引続き充実させる必要がある。	引き続き、訪問指導の強化と精神科病院や地域の関係機関との連携強化を図る。	保健福祉事務所・センター
(9) うつ病等職場復帰プログラムに関する情報提供の充実														
① うつ病による休職者への職場復帰プログラム実施医療機関や関係機関の情報提供														
	125 精神保健福祉普及 相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、うつ病等精神疾患を抱える方への電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。また、講演会等を通じて情報提供を行います。	(精神保健福祉相談) 平成30年度:相談15,379件、訪問指導4,198件(延件数) 令和元年度:相談15,963件、訪問指導4,218件(延件数) 令和2年度:相談17,655件、訪問指導3,663件(延件数) (その他) 集団指導、普及啓発活動の実施、及び地域連携のための地域精神保健福祉連絡協議会等を開催した。									入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が病院訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引続き充実させる必要がある。	引き続き、訪問指導の強化と精神科病院や地域の関係機関との連携強化を図る。	保健福祉事務所・センター
8 ハイリスク者対策を進める														
(1) 統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等の精神疾患を抱える方への支援														
① 継続的な支援体制の整備及び自助活動に対する支援														
	126 精神保健福祉普及 相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等の精神疾患を抱える方への支援について、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談、訪問等に取り組みます。	(精神保健福祉相談) 平成30年度:相談15,379件、訪問指導4,198件(延件数) 令和元年度:相談15,963件、訪問指導4,218件(延件数) 令和2年度:相談17,655件、訪問指導3,663件(延件数) (その他) 集団指導、普及啓発活動の実施、及び地域連携のための地域精神保健福祉連絡協議会等を開催した。									入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が病院訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引続き充実させる必要がある。	引き続き、訪問指導の強化と精神科病院や地域の関係機関との連携強化を図る。	保健福祉事務所・センター
	127 ハイリスク者訪問支援	自殺未遂者や精神疾患があり、自殺企図の可能性のある人に対して、指定相談事業所に専門の相談員を配置し、訪問支援等に取り組みます。	医療法人財団青山会への補助事業であり、以下のように実施した。 ・専従相談員が自殺未遂者や企図者(ハイリスク者)に対し、訪問等相談支援を行った。 ・医療機関をはじめ関係機関と連携し、ハイリスク者の早期対応を図り未然に防止した。 ・医療機関、居宅介護事業所、障害福祉事業所など多職種合同での事例検討会。 ・女性相談員への相談対応に関する助言を行った。	指定相談事業所に専門の相談員を配置し、ハイリスク者に対して訪問・面談・電話等による支援活動を行う。	○	平成29～30年度支援活動件数実績の平均より算出した支援活動件数 3,000件以上	2,990件	3,604件	3,000件	120.1%	A	新型コロナウイルス感染防止の観点から新しい生活様式の実践が求められる状況下では、社会的にも個々においても、正解が見えないものも向き合い、解釈や判断を求められることの連続であったことから、精神的不安、不調を訴える方が多く、相談の根底には潜在的に、家族問題、健康や障害の問題、経済的問題があるため、これらの問題を踏まえハイリスク者に対し対応を行う必要がある。	民生委員や地区担当の地域住民との連携を深めることにより、セーフティネットを拡大する方向に努める。	がん・疾病対策課

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課		
大柱-中柱 -項目	施策名	内容		項目	計画 回数	独自 回数	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)				進捗率or進 捗度	判定
	128 依存症対策総合支援事業	アルコール、薬物、ギャンブル依存症等の治療及び回復支援を図るため、依存症治療拠点機関を選定し、依存症対策の推進に取り組みます。	1 依存症専門医療機関 令和3年3月31日時点において、次の依存症専門医療機関を設置。 令和元年度は各領域に4件ずつ、依存症専門医療機関の申請があったが、いずれも取り下げとなった。 ① アルコール依存症専門医療機関 6機関 ② 薬物依存症専門医療機関 4機関 ③ ギャンブル等依存症専門医療機関 4機関	依存症専門医療機関数 10施設	○		依存症専門医療機関数 10施設	0施設	6施設	8施設	75.0%	B	二つの依存症治療拠点の効率的な役割分担および各機関における情報供給及び連携の強化を進めていくとともに、依存症患者に対する切れ目ない支援を実施するため、専門医療機関の認定手続きを推進する必要がある。	三政令市及び依存症治療拠点機関と協調し専門医療機関の選定についてを進める。	がん・疾病対策課
			2 依存症専門医療機関 令和3年3月31日時点において、依存症治療拠点機関として県立精神医療センター及び北里大学東病院を設置。 3 依存症相談拠点機関 平成31年4月1日付で、神奈川県精神保健福祉センターを依存症相談拠点機関として指定。依存症に関する電話相談及び面接相談を実施。	依存症治療拠点機関数 1施設			依存症治療拠点機関数 1施設	0施設	2施設	1施設	200.0%	A			
	129 精神科救急医療体制整備事業【再掲】	精神症状が急激に悪化した方が、24時間365日、適切な精神科医療につながるよう精神科救急医療体制を整備します。	・精神保健福祉法第22条～27条に基づく申請・通院件数は2,185件であり、うち1,277件が措置診療であった。 ・精神科救急医療相談窓口への相談件数は8,377件であり、うち473件において受診・入院のための医療機関を紹介した。 ・新型コロナウイルス感染症対策として「精神科に係る神奈川モデル」を整備し、精神科救急体制において発生した新型コロナウイルス感染症陽性患者等への対応を行った。	全県域に対応可能な身体合併症の受入体制を構築するため、精神科救急・身体合併症対応施設数について、平成29年度時点で6施設指定していたが、平成35年度までに新たに1施設指定し、合計7施設とする。(医療計画において平成35年度までの目標として設定)	○		横須賀・三浦地域を含む広域の身体合併症対応施設1施設を整備する。	6施設	6施設	6施設	100.0%	A	・依然として、横須賀・三浦地域を含む広域の身体合併症対応施設1施設を整備できていない。 ・精神科救急需要は増加しているにも関わらず、目によって病床が確保できなかったりという状況がある。	・横須賀・三浦地域を含む広域の身体合併症対応施設1施設の整備に向け、調整を進めていく。	がん・疾病対策課
130 向精神薬の重複処方へのチェック	生活保護実施機関において、生活保護受給者で医療扶助が支給されている人のレセプトから、重複診療により大量の向精神薬が処方されていないか点検を実施します。また、県において監査等により不適切な受診が認められた場合には、生活保護実施機関に対し、当該受給者に対する面接等により、必要な指導指示を行うよう指導します。	・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、生活保護法による施行事務にかかる実地監査は中止となったことから、書面でも実施される各福祉事務所との医療扶助・介護扶助連絡会議にて取扱いの徹底を図った。	生活保護実施機関において、生活保護受給者で医療扶助が支給されている人のレセプトから、重複診療により大量の向精神薬が処方されていないか点検を実施する。また、県において監査等により不適切な受診が認められた場合には、生活保護実施機関に対し、当該受給者に対する面接等により、必要な指導指示を行うよう指導する。	○		毎年1回県域全福祉事務所に対し、生活保護法施行事務監査を実施	1回	0回	1回	0.0%	E	・各福祉事務所の担当者が数年で変更するため、引継ぎ不十分な場合がみられる。	・引き続き年1回の監査時に確認し、必要に応じて質問等に随時回答していく。	生活保護課	

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

構成施策事業			進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課		
大柱一中柱 一項目	施策名	内容	実績	項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定	
② 精神科医療関係者、福祉・介護等従事者に対する研修の実施															
	131 精神科看護職員研修事業【再掲】	県内の医療機関の精神科看護職員を対象として、うつ病等に有効な認知行動療法等に関する研修を実施し、専門性の向上に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・県精神科病院協会主催の精神科看護職員研修に対して398千円の補助金を交付した。 ・当初の計画では新人看護職員向け研修会と中堅看護職員向け研修を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、一部中止及び実施規模を縮小し、新人看護職員向け研修会のみを実施し、参加者は46名だった。 	県内の精神科看護に従事する看護職員に対し、認知行動療法に対応できる看護職員を養成するための研修会を開催し、32年度までに、新人看護職員を累計690人、中堅看護職員を累計1,035人養成する。 (医療介護総合確保基金の計画において、平成32年度までの目標として設定)			県の精神科病院数69ヶ所。平成27～29年度の累計実績に、1病院あたり、新人看護職員を平均10人追加養成	147人	273人	690人	23.2%	D	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会参加者の満足度は高いものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、研修会が一部中止及び規模縮小となり、参加者が予定数を満たさなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会について、引き続き補助を行っていくとともに、補助団体である県精神科病院協会に対し、受講者の参加促進について働きかけていく。 	がん・疾病対策課
	132 依存症セミナーの実施(保健・福祉・介護・司法等従事者を対象とした研修の実施)	様々な分野に従事する支援者等を対象に、自殺のリスクの高いアルコールや薬物依存症への正しい知識の習得と本人や家族に対する関わり方を学ぶことを目的とした研修を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 依存症治療拠点にセミナー及び研修等の開催を委託する形で実施。 ○2020年度依存症セミナー(精神医療センター) <ul style="list-style-type: none"> 開催日:令和2年12月3日～4日 対象者:関係機関等 研修内容:依存症概要、治療プログラム等 参加者数:21人 ○SCOP依存症セミナー(精神医療センター) <ul style="list-style-type: none"> 開催日:令和3年1月20日 対象者:医療機関・行政機関及び相談機関の相談員等 研修内容:依存症治療プログラム等(WEB開催) 参加者数:10人 ○依存症相談対応研修(北里大学病院) <ul style="list-style-type: none"> 開催日:令和2年11月26日 対象者:看護師、保健師、精神保健福祉士等 研修内容:専門医による説明 参加者数:21人 ○地域生活支援研修(北里大学病院) <ul style="list-style-type: none"> 開催日:令和3年2月1日 対象者:医療従事者等 研修内容:依存症先般に関する導入研修(WEB開催) 参加者数:73人 ○依存症相談対応研修(北里大学病院) <ul style="list-style-type: none"> 開催日:令和3年3月18日 対象者:相談員等(相談支援者等) 研修内容:「ギャンブル障害の理解」に関する導入研修(WEB開催) 参加者数:27人 	累計受講者数を増加させ、平成34年度末までに累計150人とする。			県の精神科病院数69ヶ所。平成27～29年度の累計実績に、1病院あたり、中堅看護職員を平均15人追加養成	0人	317人	90人	352.2%	A	<ul style="list-style-type: none"> 依存症を有する者は、他の依存症依存症(アルコール、薬物・ギャンブル・ゲーム等)も併発している場合があるので、他の依存症についても触れる複合的なプログラムを検討する必要がある。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催が見送られた研修もあるため、研修の開催方法等の検討を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン開催も含めた研修の実施を推進し、依存症に対する正しい知識や依存症関連問題を抱える家族や当事者に対する関わり方を学ぶ機会を提供する。また、近年問題となっているゲーム障害に関する研修の実施を検討する。 	がん・疾病対策課

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課		
大柱一中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定	
(2) 生活困窮者、失業者への支援の充実															
① 包括的な相談会の実施															
133	包括相談会の開催	複数の分野にまたがる相談内容に保健、福祉、司法、医療等の専門家がワンストップで相談を受ける「包括相談会」を継続的に実施します。	法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」を神奈川県弁護士会主催(神奈川県地域自殺対策強化交付金事業補助金)にて2回実施。 ※包括的な相談会として、4回のうち精神保健福祉センター主催で2回実施。	相談会開催 4回/年	○	4回	4回	4回	4回	100.0%	A	健康問題や経済問題等、複数の分野にまたがる相談内容で問題が明確でない方への相談窓口を整備することが必要。 複数の分野にまたがる相談に対して、多職種の専門家がワンストップで相談を受ける体制づくりを継続していくことが必要。	継続して神奈川県弁護士会に補助を、相談会の実施を支援する。	精神保健福祉センター	
			全ての保健福祉事務所・センター管内(8箇所)で実施	8箇所		3箇所	6箇所	6箇所	100.0%	A					
134	暮らしとこころの相談会	県は、法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」に対して支援を行います。	法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」を神奈川県弁護士会主催(神奈川県地域自殺対策強化交付金事業補助金)にて2回実施。 ※包括的な相談会として、4回のうち精神保健福祉センター主催で2回実施。	相談会開催 4回/年	○	4回	4回	4回	4回	100.0%	A	健康問題や経済問題等、複数の分野にまたがる相談内容で問題が明確でない方への相談窓口を整備することが必要。 複数の分野にまたがる相談に対して、多職種の専門家がワンストップで相談を受ける体制づくりを継続していくことが必要。	継続して神奈川県弁護士会に補助を、相談会の実施を支援する。	精神保健福祉センター	
			全ての保健福祉事務所・センター管内(8箇所)で実施	8箇所		3箇所	6箇所	6箇所	100.0%	A					
(3) 行方不明者の発見活動															
① 自殺のおそれのある行方不明者の発見活動の実施															
135	自殺のおそれのある行方不明者の発見活動	自殺のおそれのある行方不明者届を受理し、届出を受理した際、早期に発見するための調査、探索を実施し、行方不明者の早期発見保護に努めます。	届出を受理した際、早期に発見するための調査、探索活動を実施した。									迅速な調査、探索を実施し、早期発見に努めた。	行方不明者の行動が把握できないことから、早期発見が困難な場合がある。	引き続き、迅速な調査、探索を実施して早期発見に努める。	人身安全対策課
(4) がん患者、慢性疾患患者等に対する支援体制の整備															
① がん患者に対する支援体制の構築															
136	専門的な施設やサービスへつなぐ体制づくり	県は、がん患者の自殺対策について重要性・必要性を認識し、「神奈川県がん対策推進計画」に「がん患者の自殺対策」を盛り込んだうえで、がん相談支援センターに対して、県が実施している「こころつなげよう電話相談事業」等の自殺対策を周知し、自殺対策に特化した対応が必要ながん患者を適切な施設またはサービスにつなげるよう働きかけます。 がん診療連携拠点病院等及び小児がん拠点病院のがん相談支援センターは、県の取組みについて理解し、がん患者の状況や必要に応じて、適切な専門施設またはサービスにつなげます。 県は、県ホームページや冊子等により、がん患者団体等をはじめ、がん患者やその家族等に対して、県が電話相談を実施していること等を周知します。	・令和2年度発行のがんサポートハンドブック第8版に、引き続き「こころの電話相談」や「いのちの電話」の相談窓口一覧を、さらに、LINE相談「いのちのほっとライン@かながわ」のQRコード等も掲載した。当該サポートハンドブックについては、県ホームページに掲載するとともに、がん診療連携拠点病院等の相談支援センターでも配架している。 がん患者と接する機会が多い医療従事者や保健福祉事務所職員を対象に、がん患者の自殺対策に係る研修会を実施し、平成30年度から34年度間で、受講者数150人以上とする。		○	平成30～34年度間で受講者数150人以上	0人	34人	90人	37.8%	D	がん患者の自殺対策に係る研修会を開催するにあたっては、神奈川県がん診療連携協議会相談支援部会と連携する必要がある。	研修会開催に向け、神奈川県がん診療連携協議会相談支援部会等と連携していく。	がん・疾病対策課	

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

構成施策事業			進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課		
大柱一中柱 一項目	施策名	内容	実績	項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定	
② がん患者・その他の慢性疾患患者等への学校教育における支援の充実															
	137 県立学校における児童・生徒の健康相談・保健指導の充実	学校保健安全法等の法令に基づき行われる、心身の健康に関する児童生徒等の健康相談や健康状態の観察に基づく保健指導や、保護者への助言、その際の医療機関及び関係機関等との連携等、各校における取組みや教育実践を支援します。	・学校保健安全法に基づき、学校においては、養護教諭その他の職員は、相互に連携して、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談、必要な保健指導、保護者への助言を行う。また、健康相談や保健指導の際に、地域の医療及び関係機関との連携を図ることも大切であるとされている。 ・令和2年度は「公立学校版の学校における防災教育指導資料」の改訂年度であり、「心のケア」に関する健康観察や学校における支援についての記載を盛り込んだ。 ・各校における取組や教育実践を支援した。	学校保健安全法に基づき行われる各校における健康相談、保健指導のため、各校より相談等があれば適宜助言を行った。								支援に携わる教職員が共通した認識を持ち、より良い校内外の連携体制を築き、児童生徒の支援を充実させていく必要がある。	・各校における取組や教育実践の支援を継続していく。	保健体育課	
9 社会的な取組み、環境整備を進める															
(1) 地域における相談体制の充実															
① 多様な相談に対応できる住民向け相談窓口一覧を掲載したリーフレット等の配布、周知															
	138 リーフレット等を活用した県民への周知【再掲】	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、各地域で開催される自殺対策街頭キャンペーンや講演会等で配布し、周知のさらなる強化を図ります。	コロナの影響で講演会は開催できなかったが、予定されていた講師の「いきるを支えるメッセージ」小冊子等を配布し、自殺予防に関することやマインドfulnessについて県民の参考となる媒体を作成、配布し、ホームページにもアップし、県民への普及啓発を図った。	相談窓口を記載したリーフレットや普及啓発物品を作成し、街頭キャンペーンや講演会等で広く県民に配布する。	○		毎年度3,000部配布	3,000部	3,000部	3,000部	100.0%	A	県民の自殺対策の重要性に対する関心と理解をさらに深めること、また自殺の危険に陥った場合には誰かに援助を求めることが適切であるということが、社会全体の共通認識となることが必要のため、今後も普及啓発をしていく。特に、若年者の自殺者が減少していないことから、若年者層に対する自殺予防に関する普及啓発や相談窓口の周知に取組んでいく必要がある。	自殺予防に関することや身近な地域で相談できる窓口や機関を掲載したリーフレットを作成し、各地域で開催される自殺対策街頭キャンペーンや講演会等で配布し、普及啓発のさらなる強化を図ります。	精神保健福祉センター
② 関係機関の連携による包括相談会の実施															
	139 包括相談会の開催【再掲】	複数の分野にまたがる相談内容に保健、福祉、司法、医療等の専門家がワンストップで相談を受ける「包括相談会」を継続的に実施します。	包括相談会を各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「こころとくらしの相談会」を精神保健福祉センター主催で2回実施。 ※包括的な相談会として、4回のうち神奈川県弁護士会主催（神奈川県地域自殺対策強化交付金事業補助金）にて2回実施。	相談会開催 4回／年 全ての保健福祉事務所・センター管内（8箇所）で実施	○		4回	4回	4回	4回	100.0%	A	健康問題や経済問題等、複数の分野にまたがる相談内容で問題が明確でない方への相談窓口を整備することが必要。 複数の分野にまたがる相談に対して、多職種の専門家がワンストップで相談を受ける体制づくりを継続していくことが必要。	継続して神奈川県弁護士会に補助をし、相談会の実施を支援する。	精神保健福祉センター
	140 暮らしとこころの相談会【再掲】	県は、法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」に対して支援を行います。	包括相談会を各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「こころとくらしの相談会」を精神保健福祉センター主催で2回実施。 ※包括的な相談会として、4回のうち神奈川県弁護士会主催（神奈川県地域自殺対策強化交付金事業補助金）にて2回実施。	相談会開催 4回／年 全ての保健福祉事務所・センター管内（8箇所）で実施	○		4回	4回	4回	4回	100.0%	A	健康問題や経済問題等、複数の分野にまたがる相談内容で問題が明確でない方への相談窓口を整備することが必要。 複数の分野にまたがる相談に対して、多職種の専門家がワンストップで相談を受ける体制づくりを継続していくことが必要。	継続して神奈川県弁護士会に補助をし、相談会の実施を支援する。	精神保健福祉センター
③ 子どもに関わる相談窓口の整備															

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課		
大柱-中柱-項目	施策名	内容		項目	計画	独自	目標(A)	計画当初時点(B)	直近値(C)	達成目安(D)				進捗率or進捗度	判定
	141 「子ども・家庭110番」「児童相談所虐待対応ダイヤル」の設置【再掲】	子どもや家庭について相談を受け付けるとともに、児童虐待相談(通告)を24時間365日いつでも対応できるようにすることによって、育児不安の解消、虐待の早期発見、早期対応を図ります。	・子ども家庭110番(毎日9時～20時)相談受付件数 2,051件 ・児童相談所虐待対応ダイヤル(24時間365日) 1,109件	「子ども・家庭110番」、「児童相談所虐待対応ダイヤル」で電話相談対応を行う。 子ども・家庭110番 毎日9時～20時 児童相談所虐待対応ダイヤル 24時間365日		○	電話相談対応365日	365日	365日	365日	100.0%	A	・年度により相談件数の増減はあるが、相談しやすい仕組みのためには、複数の相談窓口を設置することが必要である。	・子どもや家庭について電話相談を受け付けるとともに、児童虐待相談(通告)を24時間365日受け付ける。	子ども家庭課
	142 「人権・子どもホットライン」の設置【再掲】	いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的に、子ども専用の電話相談を受け付けます。	・「人権・子どもホットライン」(毎日9時～21時)相談受付件数 115件	子ども専用の電話相談「人権・子どもホットライン」で、相談対応を行う。毎日9時～20時に電話による相談を受け付け、相談しやすい体制を図る。		○	電話相談対応365日	365日	365日	365日	100.0%	A	・年度により相談件数の増減はあるが、相談しやすい仕組みのためには、複数の相談窓口を設置することが必要である。	・いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守ることを目的に、子ども専用の電話相談を受け付ける。	子ども家庭課
	143 支援を要する児童へのメンタルフレンドの派遣【再掲】	ひきこもり・不登校等の児童の社会適応を援助するため、児童の兄・姉世代に相当する世代を中心としたメンタルフレンドを、支援を要する児童の家庭に派遣し、児童との交流を図る取組みを進めます。	・メンタルフレンド登録数 23名 ・メンタルフレンドの派遣回数 71回	児童相談所が支援を行っている不登校児童及び情緒障害児童等のうち、児童相談所長が適当と認めた子どもの家庭等にメンタルフレンドを派遣する。		○	毎年度、メンタルフレンドを派遣する延べ回数 86回	86回	48回	86回	55.8%	C	・メンタルフレンドの登録数及び派遣数は、昨年度に比べ減少している。 ・メンタルフレンドの事業の普及、広報について、継続して取り組み必要がある。	・引き続き、児童相談所が適当と認めた子どもに対してメンタルフレンドを派遣し、子どもの健全育成を支援する	子ども家庭課
④ 障がい者に関わる相談窓口の整備															
	144 発達障害支援体制の推進(発達障害支援センターにおける相談の実施)	発達障がいに関する各種相談への対応や、観察・発達検査等に基づいた相談面接による就労支援・発達支援を行います。 発達障がい児者のライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図り、福祉、保健、医療、教育、労働、民間支援団体等と連携して発達障がい児者及びその家族を支援します。 発達障害支援センターかながわ(A(エース))によるこれらの取組のほか、各地域における支援体制の確立に向けて、発達障害者地域支援マネージャーを配置し、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等を実施します。	発達障がいに関する各種相談について、1,230件の相談対応を行った。 発達障害者地域支援マネージャーによる活動は、地域巡回を468件、個別ケースにかかる支援を338件実施した。個別ケースにかかる機関支援のうち、訪問や来所等による支援は246件実施した。	発達障害支援センター利用者数 1,200/年 発達障害者地域支援マネージャー利用件数 180件/年		○	利用者数 1,200/年 利用件数 180件/年	1,200人 156件	1,230人 246件	1,200人 180件	102.5% 136.7%	A A	・発達障害支援センターの利用者数は、277人(19%程度)減少したが、依然として本人や家族等が「発達障がいではわかり」という発達障がいのアセスメントへのニーズは高い。 ・発達障害支援センターの主催研修は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえたWEB研修での実施等新たな形式での実施が求められる。 ・発達障害者地域支援マネージャーの利用件数は、依然高い状況にあるため、発達障害支援センターとの連携体制をより強化していく必要がある。	・発達障がいのアセスメントへのニーズは高い状況にあるため、発達障害支援センターのアセスメント機能の充実が求められる。 ・発達障害者地域支援センターの主催研修は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえたWEB研修での実施等新たな形式での実施が求められる。 ・発達障害者地域支援マネージャーの利用件数は、依然高い状況にあるため、発達障害支援センターとの連携体制をより強化していく必要がある。	障害福祉課

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱一中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
	145 高次脳機能障害巡回相談の実施	高次脳機能障害がい支援拠点機関である神奈川県総合リハビリテーションセンターのスタッフが地域の相談支援事業所へ出向き、高次脳機能障害がい者や家族に対して専門相談を行います。	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の影響により、令和2年6月までの巡回相談は中止となった。7月以降、相模原、藤沢、小田原、伊勢原、当事者団体の5か所(計34件)の当事者家族会等に参加し、専門相談を行った。大和は通年で中止となった。	巡回相談件数 45件/年	○	45件/年	41件	34件	45件	75.6%	B	・高次脳機能障害がい者はその障がい特性ゆえに、自身のニーズの言語化の難しさや、受傷前と受傷後との自己の能力の違いを感じることによる不安全感、障がいを受け入れることへの内在的な揺れ等を抱えていると考えられる。御本人の内面を理解し寄り添うには、丁寧な支援と長期的視座が必要であり、さらに当事者を支える家族や地域の支援者へのサポートも不可欠である。 ・住み慣れた地域での支援の充実が図られるよう、高次脳機能障害がい者の生活全体を俯瞰した支援プログラムの実践に向け、有効性や効果の検証を今後も重ねる必要がある。	・令和2年度と同様に、地域での当事者会・家族会(6か所)への参加と専門相談を実施する(毎月4回及び当面)。 ・相談支援専門員による地域の社会資源の情報提供や、家族会によるピアサポート機能に、拠点機関の相談支援コーディネーターによる専門的な視点も加え、より実践的な支援の拡充につなげていく。	障害福祉課
	146 障がい福祉相談支援体制の整備促進	障がい保健福祉圏域に圏域自立支援協議会を設置し、圏域ごとに年2回以上開催します。また、第4期障がい福祉計画に基づき、相談支援専門員、市町村職員の人材養成支援を実施します。 相談支援ネットワーク形成支援及び相談支援に携わる人材養成支援として、市町村職員及び相談支援専門員等を対象に事例検討会を各圏域で年4回以上実施します。	5障害保健福祉圏域において、圏域協議会平均2.2回、事例検討会を平均3.2回実施するとともに、相談支援や基幹相談支援センターの設置促進等のネットワーク形成に取り組んだ。また、相談支援従事者初任者研修に各圏域から講師を派遣し、同じ圏域の受講生の指導に当たられた。	各障害保健福祉圏域(政令市を除く。)において、相談支援等ネットワーク形成事業を社会福祉法人等に委託し、各障害保健福祉圏域の地域性に合わせた重層的な相談支援体制の整備を進める。	○	5つの障害保健福祉圏域において、相談支援のネットワーク形成等に取り組む	5圏域	5圏域	5圏域	100.0%	A	当該事業受託者は、とりわけ以下の3課題について圏域市町村、相談支援用事業所、障害福祉サービス事業所間で情報を共有するとともに、共有する課題についての対応策を検討する必要がある。 ・相談支援体制の構築(基幹相談支援センター設置促進を含む)。 ・地域生活支援拠点等の構築 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組を最重要課題と位置付けつつ、感染予防に十分配慮しながら圏域協議会、事例検討会、ネットワーク形成等の取組を引き続き行っていく。	障害福祉課
⑤ ひとり親家庭相談窓口の整備														
	147 かながわひとり親家庭相談ダイヤルの開設	平日夜間や土日に相談できる電話相談窓口を開設し、離婚に伴う様々な悩みや仕事、子育て、教育費等の生活上の不安、困りごとについて、相談員が相談者との対話を通じて、多岐にわたり、かつ複合的な課題を整理し、必要に応じて支援制度や専門窓口を案内します。	「LINE」を活用した相談事業の導入に向け、平成31年2月に試行を行い、令和元年10月1日から「ひとり親家庭相談LINE」を実施。令和2年度 相談受付件数 1,049件									LINE社が提供する情報サービスが、総務省が示すガイドラインに合致し、情報管理に問題がないか、引き続き検討していく必要がある。	デジタル戦略本部室や受託企業との連携を密にし、課題に対応していく。	子ども家庭課
⑥ その他の相談窓口の整備														

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

構成施策事業			実績	進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱-中柱-項目	施策名	内容		項目	計画	独自	目標(A)	計画当初時点(B)	直近値(C)	達成目安(D)	進捗率or進捗度				判定
	148 配偶者等暴力相談	配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)において、DV相談、多言語相談等を実施することにより、被害者が必要な支援を受けるための情報提供等を行います。また、相談の結果、必要に応じて専門家による法律相談及び精神保健相談を行います。	配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)において、年間5,691件のDV相談を受け付けるとともに、法律相談及び精神保健相談を行い、総合的支援を行った。										相談窓口の認知度を上げるため、周知活動を強化する必要があります。	県広報媒体やインターネットの活用等により、意識啓発や相談窓口周知の強化を図る。	共生推進本部室
(2) 経済的問題、法的問題に対する相談支援の充実															
① 多重債務者に対する相談窓口体制の充実															
	149 多重債務者相談の周知及び多重債務防止のための普及啓発	相談窓口の周知により、現に多重債務状態に陥っている人等に、できるだけ早い段階で相談窓口を案内し救済と生活再建支援につなげるとともに、関係機関や団体と連携して新たな多重債務者の発生を予防します。	県内の多重債務相談窓口を案内するリーフレットを4,000部作成、配布した。	多重債務相談窓口を案内するリーフレットを4,000部作成、配布する。		○	リーフレット作成・配布4,000部	4,000部	4,000部	4,000部	100.0%	A	幅広く相談窓口の周知が図られるようリーフレットの配布先を適宜検討する必要があります。	リーフレットを作成・配布する取組みを継続する。	消費生活課
	150 多重債務者等生活再建支援相談の実施	多重債務や住宅ローンの返済等に悩む方の生活の立て直しを図るため、生活再建支援相談に精通した団体への委託により相談や研修を実施します。国が実施する特別相談会において生活再建支援相談を併設実施します。	委託した団体「生活クラブ生活協同組合」と連携し、電話相談だけではなく、きめ細かな対応が可能な面談による相談窓口をかながわ中央消費生活センター内に設置し、多重債務者の救済と生活再建に向けた支援に加え、住宅ローンの返済等に悩む方の生活再建にまで踏み込んだ相談を実施した。										生活困窮者自立支援法により家計改善支援事業の実施が各自自治体の努力義務となったため、家計相談の役割分担を踏まえ、消費生活行政として実施する多重債務者対策事業の見直し、令和2年度をもって面接相談を廃止し、次年度は電話相談のみとした。	生活困窮者自立支援法の改正に伴い、福祉部局との役割分担が明確となったことから、消費生活行政として実施する多重債務者対策事業を見直し、令和2年度をもって面接相談を廃止し、次年度は電話相談のみとした。	消費生活課
② 多様な法律相談等法的問題解決のための情報提供の充実															
	151 包括相談会の開催【再掲】	複数の分野にまたがる相談内容に保健、福祉、司法、医療等の専門家がワンストップで相談を受ける「包括相談会」を継続的に実施します。	法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」を神奈川県弁護士会主催(神奈川県地域自殺対策強化交付金事業補助金)にて2回実施。 ※包括的な相談会として、4回のうち精神保健福祉センター主催で2回実施。	相談会開催 4回/年		○	4回 8箇所	4回 3箇所	4回 6箇所	4回 6箇所	100.0% 100.0%	A A	健康問題や経済問題等、複数の分野にまたがる相談内容で問題が明確でない方への相談窓口を整備することが必要。 複数の分野にまたがる相談に対して、多職種の専門家がワンストップで相談を受ける体制づくりを継続していくことが必要。	継続して神奈川県弁護士会に補助を、相談会の実施を支援する。	精神保健福祉センター
	152 暮らしとこころの相談会【再掲】	県は、法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」に対して支援を行います。	法律専門家をはじめ、各職種の専門家が一堂に会し、相談を受ける「暮らしとこころの相談会」を神奈川県弁護士会主催(神奈川県地域自殺対策強化交付金事業補助金)にて2回実施。 ※包括的な相談会として、4回のうち精神保健福祉センター主催で2回実施。	相談会開催 4回/年		○	4回 8箇所	4回 3箇所	4回 6箇所	4回 6箇所	100.0% 100.0%	A A	健康問題や経済問題等、複数の分野にまたがる相談内容で問題が明確でない方への相談窓口を整備することが必要。 複数の分野にまたがる相談に対して、多職種の専門家がワンストップで相談を受ける体制づくりを継続していくことが必要。	継続して神奈川県弁護士会に補助を、相談会の実施を支援する。	精神保健福祉センター
	153 配偶者等暴力相談【再掲】	配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)において、DV相談、多言語相談等を実施することにより、被害者が必要な支援を受けるための情報提供等を行います。また、相談の結果、必要に応じて専門家による法律相談及び精神保健相談を行います。	配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)において、年間5,691件のDV相談を受け付けるとともに、法律相談及び精神保健相談を行い、総合的支援を行った。										相談窓口の認知度を上げるため、周知活動を強化する必要があります。	県広報媒体やインターネットの活用等により、意識啓発や相談窓口周知の強化を図る。	共生推進本部室

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課				
大柱一中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定			
(3) 自殺多発地域等における対策の充実																	
① 自殺多発地域や鉄道駅等における安全確保対策の促進																	
	154 地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議	自殺多発地域における、定期的な巡回パトロールの実施、地域周辺の安全確保に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> 研修会：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 地域連絡会議：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ハイリスク地ネットワーク会議：1回 13人参加 ハイリスク地の巡回活動：月2回 強化月間の夜間パトロール：年2回 啓発ポスター作成：100枚（関係機関に掲示を依頼） 	周辺地域の市町村、関係機関との連絡会議1回、研修会1回を開催し、巡回パトロールを月2回継続実施する。	○	連絡会議を1回開催	1回	1回	1回	100.0%	A	ハイリスク地の自殺者数を、いかに減少させ、イメージを払拭させていくという点が課題である。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため研修会等が中止になったため、研修会等の開催方法を検討し、ネットワーク体制を維持する必要がある。	研修回等についてはオンライン開催の導入を検討し、引き続き、ネットワーク体制を推進し、相互の連携を図りながら、自殺者数を減少させていく。	保健福祉事務所			
	155 ホームドアの設置促進	鉄道駅における転落防止等のため、鉄道事業者が行うホームドアの設置に補助を行い、設置促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 淵野辺駅、新横浜駅、橋本駅、長津田駅、菊名駅、大口駅（JR横浜線）、関内駅（JR根岸線）、川崎駅、（JR京浜東北線）、武蔵小杉駅（JR南武線）、登戸駅、本厚木駅（小田急小田原線）、武蔵小杉駅（東急目黒線）、日ノ出町駅、汐入駅（京急本線）、大和駅、二俣川駅（相鉄本線）の16駅に対し補助。 	日ノ出町駅、汐入駅（京急本線）は、コロナ禍により年度内に完成することが出来ず、繰越しとなったため。		研修会1回を開催	1回	0回	1回	0.0%	E				鉄道事業者が行うホームドア設置事業の促進について、確実な予算措置が講じられるよう、国に対し要望するとともに、県としても、引き続きホームドアの設置促進に取り組んでいく。	引き続き、鉄道事業者が行うホームドア設置に補助を行い、設置促進に努めていく。	交通企画課
	156 地域自殺対策ハイリスク地ネットワーク会議【再掲】	自殺多発地域周辺の保健福祉事務所における、周辺地域の市町村、関係機関との連絡会議の開催、関係機関・団体への支援者研修の開催を行い、自殺多発地域周辺の自殺予防に取り組んでいきます。	<ul style="list-style-type: none"> 研修会：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 地域連絡会議：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ハイリスク地ネットワーク会議：1回 13人参加 ハイリスク地の巡回活動：月2回 強化月間の夜間パトロール：年2回 啓発ポスター作成：100枚（関係機関に掲示を依頼） 	周辺地域の市町村、関係機関との連絡会議1回、研修会1回を開催し、巡回パトロールを月2回継続実施する。	○	連絡会議を1回開催	1回	0回	1回	0.0%	E						
						巡回パトロール年24日実施	24日	24日	24日	100.0%	A						
(4) インターネット上の自殺関連情報対策の推進																	
① インターネット上の自殺予告事案に対する迅速、適切な対応の実施																	
	157 インターネット上の自殺予告事案への必要な措置	インターネット上における自殺予告事案を認知し、緊急に対処する必要がある場合には、人命保護の観点から、通信事業者等の協力を得て発信者を特定し、住所等を管轄する警察において人命救助等の措置をとります。	インターネット上における自殺予告事案を認知した際の、プロバイダ等の協力、他都道府県警察と連携を取り、自殺予告者の安否確認を実施した。	他都道府県警察と連携を取り、自殺予告者の安否確認を実施するなど、迅速適切な対応に努めた。								書き込み内容が「緊急避難」の要件を満たさないと認められた場合は、プロバイダ等から、発信者の情報を得ることが困難な場合がある。	引き続き、プロバイダ等の協力、他都道府県警察と連携を取り、自殺予告者の安否確認を実施するなど、迅速適切な対応に努める。	人身安全対策課 サイバー犯罪捜査課			

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

構成施策事業			進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課		
大柱-中柱 -項目	施策名	内容	実績	項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定	
(5) 介護者への支援の充実															
① 地域包括支援センター等と地域関係機関との協力体制の充実															
	158 地域包括支援センターによる総合相談と包括的な支援の実施	地域包括支援センターは、高齢者に対するワンストップサービスの拠点として高齢者や家族に対して包括的・継続的な支援を行うため、総合相談支援や介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業や包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を行います。	(事業費は、地域支援事業に係る県負担額のうち、地域包括支援センターの運営及び任意事業の合計額。県負担金は地域包括支援センターの運営と任意事業を合算した額に県負担率を乗じて算定しており、地域包括支援センター運営分のみの算定はできない。)市町村による、地域包括支援センターでの総合相談支援や介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業や包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の費用の一部を負担した。	地域包括支援センターの設置数(ランチ・サブセンターを含む)平成32年度までに381箇所(高齢福祉課計画による)		○	平成32年度までに381箇所	371箇所	383箇所	381箇所	100.5%	A	市町村による地域の実情に応じた多様なサービスを可能とするため、実施主体である市町村への支援が重要である。	引続き、市町村への支援を継続していく。	高齢福祉課
	159 地域包括支援センターを中心としたネットワークの構築	地域包括支援センターは、地域における見守り、保健・医療・福祉、権利擁護等についての関係機関や団体、ボランティア等の様々な活動との連携を図り、ネットワークの構築に取り組みます。県は、県全体及び保健福祉事務所等圏域単位で多機関による「地域包括ケア会議」を開催し、地域包括ケアシステムの構築や医療と介護の連携について、広域的な課題の抽出やその対応等の検討を行い、市町村を支援します。	○地域ケア会議の開催回数 1,128回 ○専門職等派遣事業派遣人数 85人	地域ケア会議及び地域包括ケア会議の開催回数 平成32年度までに2,616回(高齢福祉課計画による)		○	平成32年度までに2,616回/年	2,469回	1,128回	2,616回	43.1%	D	ウィズコロナに対応した地域包括支援センターと地域関係機関との円滑かつ効率的なネットワークの構築並びに県全体及び保健福祉事務所等圏域単位での多機関による「地域包括ケア会議」の安定的な実施	専門職派遣事業を通じて、引続き、市町村が実施する地域ケア会議を支援する。	高齢福祉課
② 家族介護支援等のための取組みの推進															
	160 家族介護支援事業	市町村では、地域の実情に応じて、要介護高齢者を介護する家族等に対し、適切な介護知識や技術の習得を図る「家族介護教室」の開催や、介護する家族へのヘルスチェックや健康相談、介護者同士の交流会の開催等を行う「家族介護支援事業」の実施により、家族の身体的、精神的、経済的負担を軽減します。	(事業費は、地域支援事業に係る県負担額のうち、地域包括支援センターの運営及び任意事業(家族介護支援を含む)の合計額。県負担金は地域包括支援センターの運営と任意事業を合算した額に県負担率を乗じて算定しており、家族介護支援事業分のみの算定はできない。)市町村による、「家族介護教室」の開催や、介護する家族へのヘルスチェックや健康相談などの「家族介護継続支援事業」の費用の一部を負担した。				市町村が実施する家族介護支援事業に要する費用の一部について、地域支援事業交付金として市町村に交付した。						国において令和3年5月17日に「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」が取りまとめられるなど、ケアラー支援に対する関心やニーズが高まっている。家族介護支援事業は地域支援事業の任意事業に位置付けられており、今後、高齢化の進展に伴い、当該事業の重要性は更に高まることが予測されるため、引続き実施主体である市町村への支援が必要である。	第8期かながわ高齢者保健福祉計画(計画期間:令和3年度～令和5年度)に「ケアラーへの支援」を位置付け、部局横断的なケアラー支援庁内連絡会議を立ち上げた。引続き、家族介護支援事業を実施する市町村への支援を継続するとともに、啓発や各種相談機関の職員研修を通じてケアラー支援対応力の底上げを図っていく。	高齢福祉課
	161 「かながわ認知症コールセンター」の運営【再掲】	認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みといった認知症全般に関する相談を電話で受け、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実します。また、地域で開催している家族のつどいの支援、相談会等の取組みを行います。	「かながわ認知症コールセンター」を年間15日開設し、認知症の人やその家族等からの電話相談を年間1,032件受け付け、介護の悩み等認知症全般に対する相談を行った。	「かながわ認知症コールセンター」で開設日(週3回)は休むことなく相談業務を行う。		○	毎年度約150日	148日	155日	155日	100.0%	A	コールセンターへの相談件数は年々増加傾向にあり、今後もコールセンターを適切に運営し、積極的に広報・周知を行うことで、必要とする人がサービスを利用できるよう、相談体制の充実を図る必要がある。	ホームページやリーフレット等を活用し、コールセンターの広報・周知を図る。また、コールセンターを週3回開設し、認知症の人やその家族等に対する電話相談を著実に実施する。	高齢福祉課

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課		
大柱一中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定	
(6) マスメディアへの働きかけ															
① 報道機関への「マスメディアのための手引き」の周知															
	162 ころといのちのサポート事業	自殺対策に係る情報共有、協議及び連携のために、様々な関係機関や民間団体、行政機関で構成された「かながわ自殺対策会議」を通じて「かながわ自殺対策計画」の進捗管理方法にかかわる協議を行い、今後の方向性を決定した。また、地域部会を3回開催し、特に市町村自殺対策計画の着実な運用に関する支援など、市町村に対する適切な情報提供を行った。	令和元年度は、様々な関係や民間団体、行政機関で構成された「かながわ自殺対策会議」を2回(書面)開催し、自殺対策にかかわる必要な情報共有を通じて連携を図ったほか、「かながわ自殺対策計画」の進捗管理方法にかかわる協議を行い、今後の方向性を決定した。また、地域部会を3回開催し、特に市町村自殺対策計画の着実な運用に関する支援など、市町村に対する適切な情報提供を行った。		○	計26機関で構成される「かながわ自殺対策会議」を2回開催	2回	2回	2回	100.0%	A	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う自殺リスクの高まりに引き合わせていくとともに、「かながわ自殺対策計画」の推進体制として、計画が掲げる全体目標の達成に向け、各構成機関がいかに実践的に取り組んでいけるかという点が重要である。	新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、より一層自殺対策に係る情報共有、協議を通じて、「かながわ自殺対策会議」の取組みをさらに充実させるとともに、連携を深めていく。	がん・疾病対策課	
(7) 制度等の見直し															
① 自殺の要因となる制度等についての問題提起等															
	163 ころといのちのサポート事業【再掲】	自殺対策に係る情報共有、協議等のために、様々な関係機関や民間団体、行政機関で構成された「かながわ自殺対策会議」を開催し、自殺の要因となる制度等について、必要に応じて問題提起を行い、検討及び提言を行った。	令和元年度は、様々な関係や民間団体、行政機関で構成された「かながわ自殺対策会議」を2回(書面)開催し、自殺対策にかかわる必要な情報共有を通じて連携を図ったほか、「かながわ自殺対策計画」の進捗管理方法にかかわる協議を行い、今後の方向性を決定した。また、地域部会を3回開催し、特に市町村自殺対策計画の着実な運用に関する支援など、市町村に対する適切な情報提供を行った。		○	計26機関で構成される「かながわ自殺対策会議」を2回開催	2回	2回	2回	100.0%	A	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う自殺リスクの高まりに引き合わせていくとともに、「かながわ自殺対策計画」の推進体制として、計画が掲げる全体目標の達成に向け、各構成機関がいかに実践的に取り組んでいけるかという点が重要である。	新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、より一層自殺対策に係る情報共有、協議を通じて、「かながわ自殺対策会議」の取組みをさらに充実させるとともに、連携を深めていく。	がん・疾病対策課 精神保健福祉センター	
10 自殺未遂者支援を進める															
① 救急医と精神科医との連携															
① 救急搬送された自殺未遂者の再発防止に向けた救急医と精神科医の連携体制整備															
	164 自殺対策検討会の実施	保健福祉事務所・センターにおいて、各地域の一般医療機関と精神科医療機関の連携について、地域の実情に応じ、会議や研修を通じて課題の検討に取り組みます。	各地域において、地域の実情に応じた会議や研修会を開催し、課題の検討に取り組むことにより、地域の連携を深めた。 ・平塚保健福祉事務所:新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ・鎌倉保健福祉事務所:1回(オンライン開催) 43名参加 ・小田原保健福祉事務所:新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ・平塚保健福祉事務所案野センター:1回(書面開催) 27機関参加 ・厚木保健福祉事務所大和センター:未実施 ・小田原保健福祉事務所足柄上センター:2回(オンライン開催) 41名参加 ・鎌倉保健福祉事務所三崎センター:三浦市の自殺対策計画に係る会議、市主催会議一同時出席	各保健福祉事務所・センター単位で、自殺対策に資する検討会を実施(厚木保健福祉事務所はハイリスク地ネットワーク会議を別途実施のため、対象から除く)		○	保健福祉事務所・センター(厚木除く)計7箇所すべてで毎年度的検討会を開催	7箇所	4箇所	7箇所	57.1%	C	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業によっては新しい実施方法等を検討する必要があるほか、地域における精神保健福祉に関わる諸課題の複雑・困難化に伴い、保健福祉事務所・センターの求められる業務が増大している中で、いかに自殺対策の取組みを進めていけるかという点が、全地域共通の課題である。	新型コロナウイルス感染症の影響を見ながら臨機応変に対応していく中で、引き続き、各地域において、地域の実情に応じた会議や研修会を開催し、課題の検討に取り組むことにより地域連携を深め、効率的効果的に自殺対策を進めていく。	保健福祉事務所・センター

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

大柱-中柱-項目	構成施策事業		実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課			
	施策名	内容		項目	計画	独自	目標(A)	計画当初時点(B)	直近値(C)	達成目安(D)				進捗率or進捗度	判定	
	165 自殺未遂者支援事業	救命救急センター等に社会福祉士等の専門職を配置し、病院に搬送された精神的な問題を抱えた自殺未遂者及び家族に対して、関係機関と連携した支援を行います。	県内にある救命救急センター(東海大学医学部付属病院)に相談専門職(社会福祉士)を配置し、搬送された自殺未遂者に対して面接相談、地域との連携を図り、連絡調整会議・ケース検討会の開催、自殺未遂者への退院後のフォローを行う等、医療機関、警察、救急隊、行政機関と連携した支援体制の構築を進めた。 ・支援実施件数 168件 ・連絡会議実施回数 3回 ・電話フォロー率 31.9%(72人)	自殺再企図防止のため、東海大学医学部付属病院に救急搬送された未遂者への退院後フォローとして、退院1か月後に電話フォローを行い、希死念慮の有無について再確認する。			○	電話フォロー率50%以上	32.3%	31.9%	50.0%	63.8%	C	自殺未遂の起こるケースは様々で、継続的なフォローが必要な方に適切な支援が届くよう、地域につなげる必要があることから、全県展開においても地域との連携強化がより一層求められる。	事業フローをもとに、本事業における様々なケース等を通じて、東海大学医学部付属病院と保健所の役割を振り返り、継続的な支援が必要な方を最終的に地域につなげることを見据えて課題等を検証し、地域の医療機関(クリニック等)や施設を含めた地域の関係機関との包括的な支援体制の構築を進めていく。	がん・疾病対策課
(2) 精神科救急医療体制の充実																
① 症状に応じた迅速で適切な医療が身近な場所で受けられる体制の充実																
	166 精神科救急医療体制整備事業【再掲】	精神科症状が急激に悪化した方が、24時間365日、適切な精神科医療につながるよう精神科救急医療体制を整備します。	・精神保健福祉法第22条～27条に基づく申請・通報件数は2,185件であり、うち1,277件が措置診療へつながった。 ・精神科救急医療相談窓口への相談件数は8,377件であり、うち473件において受診・入院のための医療機関を紹介した。 ・新型コロナウイルス感染症対策として「精神科に係る神奈川モデル」を整備し、精神科救急体制において発生した新型コロナウイルス感染症陽性患者等への対応を行った。	全県域に対応可能な身体合併症の受入体制を構築するため、精神科救急・身体合併症対応施設数について、平成29年度時点で6施設指定していたが、平成35年度までに新たに1施設指定し、合計7施設とする。(医療計画において平成35年度までの目標として設定)			○	横須賀・三浦地域を含む広域の身体合併症対応施設1施設を整備する。	6施設	6施設	6施設	100.0%	A	・依然として、横須賀・三浦地域を含む広域の身体合併症対応施設1施設を整備できていない。 ・精神科救急需要は増加しているにも関わらず、日によって病床が確保できなかったりという状況がある。	・横須賀・三浦地域を含む広域の身体合併症対応施設1施設の整備に向け、調整を進めていく。	がん・疾病対策課
(3) 自殺未遂者のケア等の研修																
① 精神科医療従事者等への自殺未遂者支援研修の実施																
	167 自殺未遂者支援研修の実施	精神科医療機関等の関係機関や行政機関の職員を対象に、精神疾患を抱える方への支援や、自殺未遂者についての基本的な知識と対応方法を学び、各機関で実施できる支援について考える機会とすることを目的に、研修会を開催します。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、自殺対策基礎研修2(自殺未遂者支援研修)を書面研修として行った。県所管の市町村職員、警察署職員、消防署職員、保健福祉事務所・センター職員、教育関係機関職員等、幅広い職種への支援者向けに実施した(対象機関171ヶ所)。	研修参加者累計 400人			○	研修参加者 80人×5年=累計400人	0人	343人	240人	142.9%	A	救急告示病院及び精神科病院職員、警察署職員、消防署職員、県所管城市町村職員、保健福祉事務所・センター職員、教育関係機関職員、教職員、児童相談所職員、女性相談所職員等、自殺未遂者の支援に関わる方や関わる可能性がある方に対する対象に自殺未遂者支援についての基本的な知識や対応方法等の理解を深めるための機会が必要である。	救急告示病院及び精神科病院職員、警察署職員、消防署職員、県所管城市町村職員、保健福祉事務所・センター職員、教育関係機関職員、教職員、児童相談所職員、女性相談所職員等、自殺未遂者の支援に関わる方や関わる可能性がある方に対する対象に、精神疾患を抱える方への支援や、自殺未遂者についての基本的な知識と対応方法を学び、各機関で実施できる支援について考える機会とすることを目的に、研修会を開催する。	精神保健福祉センター
(4) 自殺未遂者の相談支援体制の充実																
① 自殺未遂者に関わる職員への研修の実施																

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課
大柱一中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度			
	168 自殺未遂者支援研修の実施【再掲】	行政機関や関係機関の職員等の支援者を対象に、精神疾患を抱える方への支援や、自殺未遂者についての基本的な知識と対応方法や各機関が実施できる支援について考える機会とすることを目的に、研修会を開催します。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、自殺対策基礎研修2(自殺未遂者支援研修)を企画研修として行った。県所管域の市町村職員、警察署職員、消防署職員、保健福祉事務所・センター職員、教育関係機関職員等、幅広い職種の支援者向けに実施した(対象機関171ヶ所)。	研修参加者累計 400人	○	研修参加者 80人×5年＝ 累計400人	0人	343人	240人	142.9%	A	救急告示病院及び精神科病院職員、警察署職員、消防署職員、県所管域市町村職員、保健福祉事務所・センター職員、教育関係機関職員、教職員、児童相談所職員、女性相談所職員等、自殺未遂者の支援に関わる方や関わる可能性のある方を対象に自殺未遂者支援についての基本的な知識や対応方法等の理解を深めるための機会が必要である。	精神保健福祉センター
② 身近な人の見守りを支援し、継続的な支援を行う地域ネットワーク体制の整備													
	169 精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等の精神疾患を抱える方への支援として、関係機関との連携を強化し、電話や来所による相談支援や、訪問支援等に取り組みます。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、自殺対策基礎研修2(自殺未遂者支援研修)を企画研修として行った。県所管域の市町村職員、警察署職員、消防署職員、保健福祉事務所・センター職員、教育関係機関職員等、幅広い職種の支援者向けに実施した(対象機関171ヶ所)。									救急告示病院及び精神科病院職員、警察署職員、消防署職員、県所管域市町村職員、保健福祉事務所・センター職員、教育関係機関職員、教職員、児童相談所職員、女性相談所職員等、自殺未遂者の支援に関わる方や関わる可能性のある方を対象に自殺未遂者支援についての基本的な知識や対応方法を学び、各機関で実施できる支援について考える機会とすることを目的に、研修会を開催する。コロナウイルス感染拡大防止対策を講じて開催方法を工夫する。	保健福祉事務所・センター
	170 ベッドサイド法律相談	県は、法律専門家である司法書士が入院先に赴き、自殺未遂による救急搬送先の医療機関の理解を得て、未遂者本人及び家族等の相談を実施する「ベッドサイド法律相談」に対して支援を行います。	2次保健医療圏4圏域の協力医療機関で実施。(相談11件)	2次保健医療圏9圏域すべての協力医療機関で実施	○	9圏域で実施	2圏域	4圏域	5圏域	66.7%	C	自殺に至る要因は様々な問題が複合的に絡み合っているといわれており、救急搬送された自殺未遂者のうち、原因が法律問題である場合には、早い段階から問題解決へ向けて、入院中から法律専門家による生活相談を行うことが重要である。	精神保健福祉センター

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課		
大柱一中柱 一項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定	
11 遺された人への支援を進める															
(1) 遺族のための集いの機会の提供及び自助グループへの支援															
① 遺族のための集いの開催や自助グループへの支援															
171	自死遺族の集いの開催	県内で自死遺族の集いを開催している市町村や、全国自死遺族総合支援センター等の民間団体との情報共有、連携を強化します。大切な方を自死で亡くされた方が集いに参加できる機会を提供し、より安定的、継続的な運営に向けて取組みを進めます。	年4回開催(4月と6月については、新型コロナウイルス感染拡大のため中止した)毎回参加者にアンケートを実施し、再度参加を希望する者の割合は95%だった。感想として「集いが心のよどきになっている」「気持ちを出し出すことができる場である」「同じような体験をした方と話に心から共感できた」などの記載があった。	再度参加を希望する者の割合を90%	○	再度参加希望90%	80.0%	95.0%	90.0%	105.6%	A	同じ体験をした方同士が、安心して相互に体験を語る場を安定的に継続的に提供することが必要。時間短縮、2グループに分けるなど、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じて実施した。	同じ体験をした方同士が、安心して相互に体験を語る場を安定的に継続的に提供していく。引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じて実施する。	精神保健福祉センター	
(2) 遺族を対象とした相談体制の充実															
① 遺族が相談しやすい相談支援体制の充実															
172	自死遺族相談	「自死遺族電話相談」(毎週水曜日・木曜日13時30分～16時30分)を専用回線で実施します。また、必要な方には、「自死遺族面接相談」(月曜日～金曜日9時～17時※祝日を除く)を実施し、より質の高い相談支援が提供できるよう取り組みます。	自死遺族電話相談 祝日・年末年始を除く水・木曜日13:30～16:30 162件(稼働日数:100日) 自死遺族の持つ複雑な思いを周囲の人が受け止めることはとても難しいため、必要な方には、「自死遺族面接相談」を実施しています。	自死遺族相談は、定期的に開設することで、相談者が安心して相談できる場(電話相談・対面相談)を提供することが目標としているため、安定的な実施体制を目標とする。	○	自死遺族電話相談 週2回	週2回	週2回	週2回	100.0%	A	自死遺族は、自身の複雑な思いを話すことができない場合があるため、自死遺族が心理的に孤立しないように、自死遺族の思いを受け止める電話相談を継続して実施し、必要に応じて自死遺族への相談機関等の情報提供が必要である。	継続実施	精神保健福祉センター	
(3) 学校、職場での事後対応の促進															
① 学校、職場での自殺や自殺未遂の発生直後の周囲に対する心理的ケアの提供															
173	コンサルテーション事業	精神保健福祉センターにおいて、保健福祉事務所等関係機関における複雑困難な事例の対応について、医師、福祉職、保健師を関係機関等に派遣して必要な助言を行います。	令和2年度は、相談を受ける体制は確保していたが、事後対応へのコンサルテーションの協力依頼はなかった。									事後対応のコンサルテーションの依頼がなかったため、実施せず。しかし、実施に向けての体制準備や地域への周知は行ったため、一定の成果はあった。	依頼を受けて実施する事業のため、引き続き活用に向けて地域へ周知を行っていく。	コロナ禍で自殺者数が増加しているため積極的に地域へ事業の周知を行なう。コンサルテーションの依頼があった場合には、精神科医師と協力して学校、職場等にて連やかなコンサルテーションを実施していく。	精神保健福祉センター
174	精神保健福祉普及相談事業【再掲】	保健福祉事務所・センターにおいて、このころの病状等について電話や来所による相談、訪問支援等に取り組めます。	(精神保健福祉相談)平成30年度:相談15,379件、訪問指導4,198件(延件数)令和元年度:相談15,963件、訪問指導4,218件(延件数)令和2年度:相談17,655件、訪問指導3,663件(延件数)(その他)集団指導、普及啓発活動の実施、及び地域連携のための地域精神保健福祉連絡協議会等を開催した。									相談の内容としては、精神疾患の治療の相談や、薬物、アディクション、自殺に関する相談等専門性の高い相談に対応している。	入院している精神障害者が退院後も医療中断することなく地域生活に移行できるよう、入院中から福祉職、保健師等が病院訪問し、退院後も家庭訪問等継続した支援を引続き充実させる必要がある。	引き続き、訪問指導の強化と精神科病院や地域の関係機関との連携強化を図る。	保健福祉事務所・センター

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

構成施策事業			進捗状況									課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱-中柱 -項目	施策名	内容	実績	項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度	判定				
	175 公立学校への緊急 支援チームの派遣	県立学校及び県内市町村立学校(政令指定 都市を除く)からの要請に応じて、スクールカ ウンセラー・スーパーバイザーや県教育委員会 指導主事等から構成される緊急支援チームを 派遣し、事案の収束に向けての各学校におけ る組織的な対応の道筋を示し、児童・生徒の こころのケアを行います。	公立学校10校に19チーム、延べ19人の臨 床心理士及び28人の指導主事等を派遣し、 事件・事故等学校における緊急事案の早期 解決を図り、同時に、心に大きなダメージを 負った児童・生徒等のケア体制の充実を図 ることができた。				公立学校10校に19チーム、延べ19人の臨 床心理士及び28人の指導主事等を派遣し、事 件・事故等学校における緊急事案の早期解決 を図り、同時に、心に大きなダメージを負っ た児童・生徒等のケア体制の充実を図ること ができた。						緊急事態に即応する必要があるが、臨床心理士の確保が困難な場合がある。	緊急事案発生後、早期の段階で連絡調整することにより臨床心理士の確保し、児童・生徒等のケア体制の充実を図る。	学校支援課
(4) 遺族への関連情報の提供の推進															
① 遺族のための相談窓口一覧や民間団体の相談先を掲載したリーフレットの配布、周知															
	176 リーフレット等を活用 した県民への周知【再掲】	自死遺族支援の情報提供に関するリーフレッ ト及びチラシを作成するとともに、周知先や周 知方法等の工夫を図り、一人でも多くの自死 遺族に必要な情報が伝わるよう取り組みま す。	コロナの影響で講演会は開催できなかった が、予定されていた講師の「いきるを支える メッセージ」小冊子等を配布し、自殺予防に 関することやマインドfulnessについて県民 の参考となる媒体を作成、配布し、ホーム ページにもアップし、県民への普及啓発を 図った。	相談窓口を記載したリーフレッ トや普及啓発物品を作成し、 街頭キャンペーンや講演会等 で広く県民に配布する。	○	毎年度3,000 部配布	3000部	3000部	3000部	100.0%	A	県民の自殺対策の重要性に 対する関心と理解をさらに深 めること、また自殺の危機に 陥った場合には誰かに援助 を求めることが適切であると いうことが、社会全体の共通 認識となることが必要ため、 今後も普及啓発をしていく。 特に、若年者の自殺者が減 少していないことから、若年 者層に対する自殺予防に関 する普及啓発や相談窓口の 周知に取組んでいく必要が ある。	自殺予防に関することや身近 な地域で相談できる窓口や 機関を掲載したリーフレットを 作成し、各地域で開催される 自殺対策街頭キャンペーン や講演会等で配布し、普及 啓発のさらなる強化を図りま す。	精神保健福祉センター	
12 関係機関・民間団体との連携強化															
(1) 地域における連携体制の強化															
① 地域における公的機関、関係機関、民間機関、ボランティア団体との連携体制の強化															
	177 こころのいのちのサ ポート事業【再掲】	自殺対策に係る情報共有、協議及び連携の ために、様々な関係機関や民間団体、行政 機関で構成された「かながわ自殺対策会議」 を開催します。	令和元年度は、様々な関係や民間団体、行 政機関で構成された「かながわ自殺対策会 議」を2回(書面)開催し、自殺対策にかか る必要な情報共有を通じて連携を図った ほか、「かながわ自殺対策計画」の進行管理 方法にかかる協議を行い、今後の方向性を 決定した。また、地域部会を3回開催し、特 に市町村自殺対策計画の着実な運用に関 する支援など、市町村に対する適切な情報 提供を行った。	自殺対策を多角的に検討し、 総合的に推進するため、様々 な関係機関や民間機関、行政 機関で構成された会議を毎年 度2回開催し、必要な情報共 有を図る。	○	計26機関で 構成される 「かながわ自 殺対策会議」 を2回開催	2回	2回	2回	100.0%	A	新型コロナウイルス感染症の 影響に伴う自殺リスクの高まり に引き合わせていくとともに、 「かながわ自殺対策計画」の 推進体制として、計画が掲げ る全体目標の達成に向け、 各構成機関がいかに実践的 に取り組んでいけるかという 点が重要である。	新型コロナウイルス感染症の 影響を鑑み、より一層自殺対 策に係る情報共有、協議を 通じて、「かながわ自殺対策 会議」の取組みをさらに充実 させるとともに、連携を深め ていく。	がん・疾病対策課	

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

構成施策事業			進捗状況								課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課		
大柱・中柱 項目	施策名	内容	実績	項目	計画	独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)				進捗率or進 捗度	判定
	178 自殺対策検討会の実施【再掲】	各地域の実情に応じた会議を開催し、課題の検討に取り組むことにより、地域の連携を深めた。 ・平塚保健福祉事務所；新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ・鎌倉保健福祉事務所；1回(オンライン開催) 43名参加 ・小田原保健福祉事務所；新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 ・平塚保健福祉事務所；1回(書面開催) 27機関参加 ・厚木保健福祉事務所大和センター；未実施 ・小田原保健福祉事務所足柄上センター；2回(オンライン開催) 41名参加 ・鎌倉保健福祉事務所三崎センター；三浦市の自殺対策計画に係る会議、市主催会議へ随時出席	各保健福祉事務所・センター単位で、自殺対策に資する検討会を実施(厚木保健福祉事務所はハイリスク地ネットワーク会議を別途実施のため、対象から除く)				保健福祉事務所・センター(厚木除く)計7箇所すべてで毎年度検討会を開催	7箇所	4箇所	7箇所	57.1%	C	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業によっては新しい実施方法等を検討する必要があるほか、地域における精神保健福祉に関わる諸課題の複雑・困難化に伴い、保健福祉事務所・センターの求められる業務が増大している中で、いかに自殺対策の取組みを進めていけるかが、全地域共通の課題である。	新型コロナウイルス感染症の影響を見ながら直轄店委に対応していく中で、引き続き、各地域において、地域の実情に応じた会議や研修会を開催し、課題の検討に取り組むことにより地域連携を深め、効果的に自殺対策を進めていく。	保健福祉事務所・センター
	179 障がい者虐待防止対策	障害者権利擁護センターの運営を特定非営利活動法人神奈川県障害者自立生活支援センターに委託し、通報や届出の受理、相談、普及啓発のための研修会の開催等を行います。 障害者権利擁護センターが受理した通報・相談への対応・助言等について、適宜弁護士から法的助言を受け、権利擁護センターの法的専門性を確保します。 市町村や障害者福祉施設等における障がい者虐待防止や権利擁護の推進に寄与する人材を養成するための研修を開催します。	障害者権利擁護センターへの通報、届出等件数：53件 神奈川県障害者虐待防止・権利擁護研修：令和3年1月12日(火)～22日(金)【3コース合計】208人出席 ※今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえ、開催方式をオンライン形式で実施	研修受講者数 100人/年			受講者数 100人/年	100人	208人	100人	208.0%	A	・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う障がい者虐待への影響について把握し、必要対応について検討する必要がある。また、法的助言が適切に実施されるよう、体制を整える必要がある。	・コロナ禍においては、令和2年度に実施したオンラインによる研修についても引き続き実施していく。また、講義の内容や運営について、研修修了者のフィードバックを検証し、引き続き虐待防止人材の育成に取り組む。	障害福祉課
(2) 民間団体との連携体制の強化															
① 人材育成に関する相互協力及び民間団体が行う先駆的な自殺対策の支援															
	180 民間団体の人材育成・電話相談事業等に関する支援	民間団体(横浜いのちの電話)の電話相談支援事業に対する補助を行い、電話相談員が熟練の相談員に指導を受けて(スーパービジョン)、資質を向上させるための支援を行っています。 また、活動や相談員募集に関する広報等の協力を行っています。	精神的危機に直面している人々を主に電話を通じて、個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援するために、相談員の質の向上を図ること、365日24時間の電話相談を継続すべく、新たに相談員の養成を行う。前者を実現するために、継続相談員106名を対象にスーパービジョンを(一人一回必修)実施。後者向けには、積極的な広報活動を通じて応募して下さった相談ボランティア応募者を対象に一年かけロールプレイ研修や養成講座を実施した。	スーパービジョン相談員養成 成数 累計1,400人(平成27年度末～平成34年度末)			1400人	350人	938人	1050人	84.0%	B	いのちの電話の相談員数は年々減少傾向にあることに加え、相談員の高齢化が進んでいる状況がある。新型コロナウイルス感染症において、相談員として活動するにあたって必須項目であるスーパービジョン、地区別グループ研修の開催及び参加が困難になっているという課題がある。	研修のオンライン化等の新型コロナウイルス禍に対応をした開業方法を検討するとともに、感染症対策の強化を図り、そのことを広く周知することにより、参加者が安心してスーパービジョンを受講し、スーパーバイザーによる詳細・指導を通して、電話相談技術および心構えの習得に努める。	がん・疾病対策課
	181 電話相談関係機関業務研修会の開催	地域で電話相談を実施している関係機関や電話相談及び相談業務を行っている相談員が、電話相談の基本的姿勢等を学び、さらに相談員の資質の向上を図るため、電話相談員研修の開催に取り組みます。	電話相談員研修は、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため中止。(H30:48人 R1:41人)	電話相談及び相談業務を行っている相談員の資質向上を図ることを目的として電話相談員研修を実施し、平成30年度から34年度間で、受講者数250名以上とする。			受講者数 計250人	0人	89人	150人	59.3%	C	感染対策を講じながらの実施の工夫、電話相談員向けの研修を行える講師の開拓。	電話相談員研修の実施。	精神保健福祉センター
② 自死遺族の集いの開催やグループ支援等の取組みの連携、推進															

「かながわ自殺対策計画」における構成施策事業の進行管理台帳【令和2年度分】

【判定】各目標について、達成目安に対する現状値の進捗状況によりA～Eの5段階で判定する。
 A=100%
 B=70%以上100%未満
 C=50%以上70%未満
 D=20%以上50%未満
 E=20%未満

構成施策事業			実績	進捗状況							課題	次年度の方向性 (令和元年度分)	所管課	
大柱－中柱 －項目	施策名	内容		項目	計画 独自	目標 (A)	計画当初 時点(B)	直近値 (C)	達成目安 (D)	進捗率or進 捗度				判定
	182 自死遺族の集いの開催【再掲】	県内で自死遺族の集いを開催している市町村や、全国自死遺族総合支援センター等の民間団体との情報共有、連携を強化します。大切な方を自死で亡くされた方が集いに参加できる機会を提供し、より安定的、継続的な運営に向けて取組みを進めます。	年4回開催(4月と6月については、新型コロナウイルス感染拡大のため中止した)毎回参加者にアンケートを実施し、再度参加を希望する者の割合は95%だった。感想として「集いが心のよりどころになっている」「気持ちを吐き出すことができる場である」「同じような体験をした方から心から共感できた」などの記載があった。	再度参加を希望する者の割合を90%	○	再度参加希望90%	80.0%	95.0%	90.0%	105.6%	A	同じ体験をした方同士が、安心して相互に体験を語る場を安定的に継続的に提供することが必要。時間短縮、2グループに分けるなど、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じて実施した。	同じ体験をした方同士が、安心して相互に体験を語る場を安定的に継続的に提供していく。引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じて実施する。	精神保健福祉センター